

第 1 回定例会会議録

令和 6 年 3 月 6 日（水）

開 議 午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（荻原謙一君） これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

――― 日程第 1 一般質問 ―――

○議長（荻原謙一君） 日程に従い、一般通告質問を続行します。

なお、本日の一般質問の質問者は、午前 2 名、午後 3 名の計 5 名とします。

頁	通告番号	氏 名	件 名
166	6	内堀綾子	第 3 子保育料完全無償化について
			大谷翔平選手がグローブを寄贈してくれた心の活かし方について
			しなの鉄道御代田駅乗降率向上のために町ができることは
			町のキャパシティにおける課題について
181	7	赤田憲子	上下水道老朽化の現状と対策について
			今後の公的建築物における災害対策について
198	8	尾関充紗	太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理を目的とした条例の策定について
215	9	山浦久人	学校運営の課題について
			ライドシェアについて
221	10	山本今朝和	農業振興について
			御代田町老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画について

通告 6 番、内堀綾子議員の質問を許可します。

内堀綾子議員。

(3 番 内堀綾子君 登壇)

○ 3 番 (内堀綾子君) 議席番号 3 、通告番号 6 、内堀綾子です。

令和 6 年 3 月 6 日、御代田町 3 月議会一般質問 2 日目。本日は長野県高校入試、後期試験の日でもあります。すてきなご配慮として、昨日 5 日の学校給食は、カレーライス、イヨカンなどでした。献立メモには、受験生応援献立とあり、カレーライスと受かるにかけて「ウカレー」、イヨカンにかけて「ヨイヨカン」と書いてあり、御代田町学校給食共同調理場の皆様の受験生に向けたご配慮が心温まりました。

県内の多くの中学生が、今まさにこの時間、入学試験問題に一生懸命向き合っています。御代田から羽ばたく多くの中学生へ、頑張れと心の中で思いながら、本日の質問に入らせていただきます。

通告 1 点目、第 3 子保育料完全無償化について。

令和元年 1 0 月、3 歳から 5 歳児の保育園などに通う子どもの保育料が無償となりました。それから 5 年がたち、少子化の歯止めとならず、人口動態統計速報で 2 0 2 3 年の出生者数が過去最少となったとのこと。急激な人口減少あるいは少子化に歯止めをかけないと、我が国の経済・社会システムそのものを維持することが難しいと言われています。

私は、令和 5 年 3 月、令和 5 年 6 月に、保育料における第 3 子のカウントの仕方のおかしさを指摘してきました。保護者にとっては、1 番目に生まれた子が第 1 子、2 番目に生まれたら第 2 子、3 番目に生まれたら第 3 子と以降続くわけですが、保育料につきましては、世帯の中でのカウントではなく、同時入園している子のカウントなので、年齢が離れている兄弟姉妹は、第 3 子でも無償化の対象ではありませんでした。

その後、長野県は、子育て世帯の経済的な負担を軽減しようと、兄弟姉妹で同時に施設を利用しているなどとする、国の要件に当てはまらない第 3 子以降の子どもの保育料についても完全に無償化すると予算に盛り込みました。子どもの数の数え方についてご理解をくださった長野県の施策のニュースを拝見し、うれしくなりました。

また、別件では、子育て施策で、国は 2 0 2 4 年度、児童手当の所得制限を撤廃し、対象を 1 8 歳まで広げるとともに、第 3 子以降は月額 3 万円に増やし、第 1 子

が２２歳に達する年度まで増額を継続とのこと。

御代田町では、児童手当支給について、所得制限撤廃を国に先駆けて行くと、令和５年１２月、補正予算に１，２００万円を計上いたしました。所得が多い分、保育料は高いし、児童手当はもらえないと、働いた分がそのまま支出の増額につながってしまっていたことを多くの保護者よりご意見をいただき、子育てに関わる心配事や手間や気持ちは同じなのに、所得で制限があり、その対象から外れたりしていることはどうかと思っていましたので、所得制限の撤廃については、財源の是非はここでは申し上げませんが、施策には賛成いたしております。

ただ、解せないのは、児童手当の所得制限撤廃は国に先駆けて前倒しし、令和５年６月に遡って支給を行い、町は県の行う３歳未満児第３子以降保育料完全無償化は、なぜ先駆けて行わないのか。対象の子の年齢が一つ上がってしまうと対象になりませんので、町独自の保育料軽減策とあわせて、３歳未満児第３子以降保育料完全無償化においても県に先駆けて前倒しで行ってほしいところですが、町の見解をお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

長野県による第３子保育料無償化及び第２子の保育料軽減は、令和５年１２月末に事業実施の予定が示され、現在は予算及びその内容について、２月１４日開会の県議会に上程しており、ただいま審議中であると確認しています。県議会で可決された場合は、第３子及び第２子を養育するご家庭の支援策となり、第１子については据置きとなります。

当町は、養育するお子様の人数にかかわらず、保育所等を利用する全てのご家庭に対する支援が重要と考え、御代田町独自の保育料軽減について検討し、軽減後の保育料を定める保育料徴収条例の改正を本議会に上程いたしました。本議会でお認めいただきましたら、当町では令和６年４月から、全てのお子様の保育料が国基準額よりおおむね５０％の軽減となります。試算した結果、お子様１人当たり年額平均約５万５，８８０円の軽減となります。

当町は、保育所等を利用する全てのご家庭に対する支援を優先するため、議員ご質問の保育料完全無償化については、県に先駆けて行うことはございませんが、県

の制度を活用して、さらなる子育て支援を実施してまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 御代田町では、長野県が行う3歳未満児第3子以降保育料完全無償化にプラスして、第3子に限定しない保育料の軽減をし、ダブルで子育て世帯の負担を軽減を図るとのこと。児童手当の所得制限撤廃は国に先駆けて行い、3歳未満児第3子保育料完全無償化は長野県に先駆けて、また遡って行わないということは残念ではありますが、担当課では該当児童の人数や様々な数字を基に制度設計してくださったことと思い、頭が下がる思いです。

その中で、先ほどご答弁にありました対象児童の保護者の皆様は、いつからどうなるのかをお聞きしたいのかと思います。子育て世帯の3歳未満児第3子以降保育料完全無償化、今後のスケジュールはどのようになっていますでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

長野県では、第3子の保育料無償化のほか、第2子においても同時入園要件を撤廃し、軽減を図る案を県議会に上程中であり、当町において対象となる児童は、第3子が23名程度、第2子が14名程度となります。県の制度設計が整い次第、速やかに手続きを進め、保育料徴収条例の改正を6月議会に上程させていただく予定です。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 子どもの成長はとても早いものです。切れ目ない子育て支援のために、6月議会においての上程をお待ちしております。

通告2件目、大谷翔平選手がグローブを寄贈してくれた心の生かし方について。

昨年2023年、WBCワールドベースボールクラシック決勝試合前の円陣で声出し役を務めた大谷翔平選手は、憧れるのはやめましょう、とエンゼルスやトラウトやドジャースのベッツなど名選手の名前を挙げて、憧れてしまっては超えられないので、とチームメイトに語りかけました。「憧れてしまっては超えられない」の言葉は、その背景に日々のご自身の努力もあるから言える言葉かと思います。

2024年東京書籍では、小学校5年生の算数の教科書に大谷選手の談話を掲載。そこには、バッティング時の構えを単純な三角形に置き換えて体重のかけ方を考えるという、野球にも算数を活用しているということ。また、光村図書でも小学校5年生の道徳では、「夢を実現させるためには」という内容で、マンダラチャートという目標達成シートの紹介がされております。

大谷選手が夢を持って自分の強い意志で成し遂げていく姿を通して、子どもたちに夢を持って目標に向かって頑張りたいと感じてほしいという思いを込めたと当時の編集長の渋谷さんの言葉にありました。

そんな中で、御代田町にも大谷選手からのグローブ寄贈がありましたが、大谷選手の気持ちを町全体としてどう生かしていきますか。町長にお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えをいたします。

議員からは、大谷翔平選手のお気持ちを町全体としてどう生かすのかというご質問かと思いますが、経緯ですけれども、大谷選手寄贈のグローブについては、右利き用が二つ、左利き用が一つの計3個が、御代田町では1月12日の金曜日でしたけれども、教育委員会に届き、週明けまして1月15日月曜日に北小、南小に届けられたと報告を受けております。

学校での取扱いにつきましては、この後教育長の答弁で触れられることと思いますので、そちらに譲りたいと思います。

町としましては、大谷選手がご活躍で専門でいらっしゃる野球のこととしてももちろんのことですけれども、広くスポーツ振興のためにも大変ありがたいと受け止めているところでございます。

具体的な生かし方としましては、直接野球に関連するところでは、学校での紹介後、スポーツ協会を通してスポーツ少年団でお披露目をしたり、実際に使ってみたりして野球への関心をさらに高めてもらうとともに、大谷選手のこのような行為、心遣いに感謝の気持ちを持って受け止めてほしいと考えております。

また、学校での取扱いも含めて一連の経過を広報などを通して町民の皆さんにも知っていただき、野球をはじめ、広くスポーツへの興味を持つきっかけとなってほしいと願っております。

私もまだ実物を直接拝見できておりませんので、できるだけ早いタイミングで拝見して触ってみたいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） スポーツ振興と広報に掲載、本当にありがとうございます。また、教育面でも教科書に掲載されている大谷選手とあわせて、教育の場面では大谷選手から託された思いを子どもたちにどうつなげていくか、教育長にお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 茂木教育長。

（教育長 茂木伸一君 登壇）

○教育長（茂木伸一君） お答えいたします。

町長からの答弁にありましたように、大谷選手寄贈のグローブは現在学校に届いております。小学校での取扱いにつきましては、2校で話し合い、ほぼ共通して子どもたちに紹介されております。

具体的には、全校に紹介後、より多くの児童に見たり触れたりしてほしいという願いに基づいて、6年生から順に一つの学級3日ほどかけて置いてもらい、次の学級に回しております。

小学校での取り扱い後は、せっかくですので野球部のある中学校にも回してもらい、より多くの生徒に接してほしいと考えておりましたところ、昨日、北小のほうで回り終えたので中学校に持ち運んだとの連絡を受けております。

中学校では、早速3年生に紹介していただきました。本日ご案内のように、公立学校の後期選抜試験ですので、受験直前の中学3年生も実物に触れることができ、勇気をもらえたというようなお話も伺っております。

実物に接することもですが、それ以上に大谷選手のこのような行為とそこに込められた思いを子どもたちがどう受け止めるかが大事だと考えますので、大谷選手の「野球やろうぜ」というメッセージとともに、大谷選手の思いに心をはせることを各学校にお願いしているところでございます。

小中学校で取り扱った後は、町長の答弁にもありましたように、今現在、野球に興味を持ち、夢を持ちながら練習に励んでいるスポーツ少年団の子どもたちに実際に使ってもらって、大谷選手の心に触れてほしいと思います。大谷選手も、単に飾っておくだけではなく、実際に使ってもらうことを想定していると思われしますので、

その願いを大切にしたいと思います。その後、両小学校で展示保管していただくなどをしながら、多くの人に見ていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 昨日は、西軽井沢ケーブルテレビで、頂いたグローブをはめる南小学校の女子の姿を拝見しました。また、寄贈のない中学校にもお心を寄せてくださり、拝見できる子もおりました。ぜひ、野球のグローブから幅を広く広げ、大谷選手の伝えたいことを大人たちの経験も踏まえて伝えていただけると幸いです。

通告3件目は、しなの鉄道御代田駅乗降率向上のために町ができることはという点です。

一つ目として、御代田町は、実は観光資源が豊富な町です。乗降率向上の一翼を担う上で、歴史的、文化的、御代田の魅力の発信も必要だと思います。町長就任1期目4年間での歴史的観点での取組と今後の課題についてお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

件名が、しなの鉄道御代田駅乗降率向上のために町ができることはということであります。

歴史的観光資源豊富な御代田町というふうにご指摘をいただいておりますし、私として今、まず御代田町の観光資源の中で特に重視するべきは何かと、幾つもありますし、私は例えば、今年の年末年始にかけて、二年参りで龍が舞っていただいた真楽寺も大変重要な観光資源だと思っておりますし、また、あと二つ、柱になるものということをあえて挙げさせていただくと、一つは縄文だと思います。

80か所を超える遺跡がこの町に存在していると。一つ一つに案内板が立っているわけではありませぬので、町内をくまなく歩いても、なかなか88か所でしたか、多くの縄文遺跡があるということは、なかなか意識できないわけですが、それをどうやって皆さんにお伝えしていくのかということ、今から個人の畑なんかも含まれていますので、なかなかおいそれでするかどうかちょっと分かりませんが、例えば、それをネット上というか、スマホでも見られるようにしていく

とか、そういったことは必要なんじゃないかなというのを、ここ最近特に感じているところでもあります。

またもう一つ、これはやはり小田井宿、街道というふうにくくってもいいんですけども、御代田町、分去れから北国街道と中山道があるわけでありまして、特にその中でも小田井宿は、和宮の皇家でお立ち寄りいただいた歴史的な場所でもありますし、また江戸時代の区画が現状でもかなり残っているということでありまして、意外とそういった場所は、中山道全体を通して、どこもかしこも残っているわけじゃないんです。その二つがかなり大事な歴史的観光資源なんだろうと考えているところでもあります。

この4年間は、そういった、どこに価値観を置いて、どこに視座を置いて施策を考えていくのかということ、これまでかなり私なりに勉強させていただいて考え、これからどういうふうにやっていくのかということを考えてきた時期だと思います。ここからが、多分実行の時期なんだろうと思っているところでもあります。

特に、乗降率向上ということで直接的かどうか分かりませんが、今回、令和6年度の当初予算に盛っているのは、縄文と小田井宿のうち縄文かと思いますが、収蔵庫の建設であります。文化財の収蔵庫の建設ということはとても大事に考えておりまして、そういったところからも、単に収蔵し、中に見えない状態で保管しておくだけではなくて、しっかりとその場で見ていただけるような、そういった場所にしていく必要があるんじゃないかなと思います。

今後も歴史的観点を重要視しながら、観光に力を入れてまいりたいと思います。コロナ禍が明けてからが一つの勝負かなということの前から思っておりまして、ここからだと思いますので、どうかご理解、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 私がこの歴史的、文化的な御代田の魅力、小田井宿はもちろんそうなんですけど、去年の夏、海外の方が二人、龍神公園で、小田井宿はどこだということで聞かれました。なぜ海外の方がというふうに思ったんですけども、そこまで魅力のあるところなんです。しかも、旅行の観光のツアーにも小田井宿の中山道の道をずっと歩くというツアーもあります。そのときにちょっと悲しいのが、やっぱり望月とか軽井沢とかあるんですけど、御代田にポイントがあまり置かれていな

いという。なので、通る道ではあるので、御代田にもポイントを置いていただけるような、そんな取組が町でしていただければなと思います。

そしてもう一点なんですが、課題ということで、御代田町のホームページの自然と観光、歴史のページでの充実がちょっと見られません。歴史につきましては、中身がなく真っ白になっておりましたので、御代田町の小田井宿まつりや塩野の道祖神祭り、獅子舞など遠方から写真を撮影に来てくださる方も多くいらっしゃるの、その方たちから、いつやるんだという問合せが私のほうに、個人に来ます。その方たちも、いつということが見れるように掲載をしていただければ助かるのですが、この課題として、自然と観光、歴史のページの充実の必要性を感じますが、町長はいかが思われますか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 今、主に二つのお話があったのかなと思います。町内に観光のポイントを置いてもらうということなのかなということです。

あともう一つが、ホームページの充実ということなのかなというふうに私なりに理解したところでありますが、これ、実は混然一体としているものかなと思っております。やはり、私どもがしっかりとこの御代田町の歴史性とか、いろんなことに着目して発信をしていくと。そういった発信を基にして、じゃあ御代田にも寄るようになしてみようじゃないかとか、そういった順番なのかなと。

多分、こちらにある程度控えているものがないと説得力もないというか、お話に乗ってくださる事業者さんも多くないのかなという気もいたしますので、やはりこのホームページの内容の充実ということが大事だなと思います。

龍神まつりに関しては、町内的に言うと7月の最終土曜日って決まっちゃっている、何となく広報の日程は大体みんな分かっているよねという感じにこれまでになっちゃったのかなという気はするんですが、やはり年度が始まるぐらいのときには、今年はいつですよということも周知していくということが、なかなかその町内的な常識みたいなものが当然町外の方に共有できていないわけですので、そういった形で充実させていくと。

龍神まつり単体でも、やはりホームページというかSNSを使っの発信は充実させていくつもりがありますので、多角的に1か所を書いてあればそれでいいじゃ

なくて、できるだけ多くのところに目に触れるように広報していくということが大事なんではないかなと思っているところですので、またご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 御代田町の町内の方に向けては、広報やまゆり、本当に日程的なものが詳しく掲載されており、そこにお祭りのことも、いろんな学校行事も全て載っている、網羅していてとても見やすいものだと思います。

ただ残念なのがやっぱり、ホームページ上ではPDFという媒体でなっているので、町外の方や御代田町に何があるんだろうということをお知りになりたい方が、なかなか広報やまゆりまでたどり着くかといったら、そうではないかと思います。なので、やはり、いろいろなSNSがありますが、一番皆様が見るのは町のホームページだと思います。充実をお願いいたします。

様々なご答弁でも、「先人の皆様」というお言葉が見受けられますので、本当に大切に感じていただけることを願い、次の質問に入らせていただきます。

駅前開発を含め、無電柱化の議論も進んでいくと思いますが、しなの鉄道乗降率の向上に観光面での施策はとても重要であります。町長は遠方へ無電柱化の視察に行っておりますが、町の歴史や文化を大切に思い、それを観光につなげていくために無電柱化をどのように生かしていきますか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

まず、前段で無電柱化の視察のお話をいただきましたけれども、町内には現状では無電柱化された箇所がございません。したがって、当町と同規模程度の自治体で先進的に取り組まれている自治体の担当者にいろいろお話を聞きながら現地を拝見したいということがございましたので、それを選定したというところであります。

その町は、昭和の終わりから無電柱化に取り組まれているということで、最先端の最先端だったわけです。バブル期にあわせた宅地開発のために、ある程度質の高い住宅地を造っていくという考え方の中で、そういった取組を昭和の60年代にさ

れたということでありまして、特にそれは、そのときは駅前の無電柱化ということも考えていらっしゃいましたので、無電柱化に着手された経緯、手続及び工事の手法等を学ぶために視察し、やはりなかなかこの現地で見ないと分からないことというのが本当に多いんだなということを改めて感じたところでございます。

ご案内のとおり、昨年１２月議会の定例会において、森泉議員から、無電柱化の考え方についてご質問がございまして、建設水道課長が答弁しております。

当町には、現在のところ、無電柱化推進計画はございませんけれども、防災、景観形成、安全・円滑な交通確保といった観点の下に新たに策定してまいる考えであります。その中でも、防災の観点を優先的に捉え、今年度から事業を進めているところでございます。

都市構造再編集中支援事業では、都市計画道路東原西軽井沢線の新たな整備を目指しておりますが、当該道路については、浅間山の噴石、火山泥流等の災害時の避難路及び物資輸送路としての防災機能の向上の観点から、無電柱化を進めるべく、来年度から無電柱化の予備設計業務を実施する予定となっております。今年度の予算にももり込ませていただいているところでございます。

今後、防災以外の景観形成や安全・円滑な交通確保といった観点から、対象路線を選定し、町の新たな無電柱化推進計画に盛り込めるよう、現在検討を進めているところであります。現時点では、防災上の観点から、東原西軽井沢線を最優先に計画をしております。

ほかには、浅間山の眺望がよい路線など、景観上シンボリックかつ必要なところを整備箇所の候補としておりますけれども、具体的な検討にはまだ至っていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○３番（内堀綾子君） 昨日の小井土議員の一般質問にもございましたし、中学生の模擬議会にもありましたように、電柱が死角になって交通事故の危険性がある箇所もあります。様々なところを一遍にというのは難しいかと思いますが、これから住民の皆様への国の補助金もお使いになりながらの施策だと思いますので、多くの町民のためになる場所の選定を切に願うところです。今後も変化のある御代田町なので、多くの町民の皆様がご自身の目でも町を見ていってほしいと思います。

次に、安心して電車通勤や通学ができることも乗降率の向上につながると感じる中で、御代田駅西駐輪場の自転車盗難が増えている現状であり、防犯カメラの設置だけでは死角もあり対応できかねるかと思います。町のできる盗難対策について伺いしたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 駅の駐輪場における自転車盗難の現状について佐久警察署刑事課に照会したところ、令和３年度に７件、令和４年度に１件、令和５年度では今までに３件の被害届が警察署に出されておりました。

駐輪場の防犯対策の現状につきましては、内堀議員の今のご指摘のとおり、駐輪場の構造上から屋根の部分で死角となる部分が現状ございます。今後は死角が生じないよう、駐車場全体が映し込める新たな防犯カメラの設置について検討してまいりたいと考えております。

また、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第５条第６項によりまして、地方公共団体などが管轄する駐輪場は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止すると規定されており、放置自転車対策を行うことについて定められております。このため、町は駐輪場の放置自転車対策の取組として、対象の自転車に撤去を依頼する警告シールを貼って警告し、撤去猶予期間を過ぎたものは撤去する対応を定期的を実施しております。

放置自転車があふれてしまうと、他の利用者の駐輪の妨げや監視の目が行き届きにくくなり、新たな盗難が増える可能性もあります。このような二次的なトラブルを防ぐ上でも、放置自転車を定期的に撤去する対策に取り組んでおります。

また、現在も交番に見回りをしていただいておりますが、さらに警察と連携を取りながら、防犯と盗難対策に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○３番（内堀綾子君） 恐らく、駅前開発とともに大きな駐輪場を造るかと思うのですが、それを待っていたら自転車の盗難はどんどん起こってしまうかもしれません。今現在でも盗難はあります。放置自転車、確かに放置をされている自転車、私も拝見したところ、かなりありました。その対策としても、対応してくださっておりますので、多くの自転車を置きっ放しの方たちは、自分の自転車であれば早めに取りに来

ていただいて、整然とした自転車置き場になってほしいと思います。

また、先ほど駐車場とおっしゃったんですけど、駐輪場は、自分の自転車の車輪に鍵をかけただけでは、そのまま持って行かれてしまいます。それが夜だと余計に分からなかったりするのです、駐輪場のほうに1本棒でも入れていただいて、駅前開発まで待てない状況ではありますので、1本棒を入れていただくなり、鍵がかけられる、自転車と駐輪場を結べるような形の対策も取っていただければ幸いです。自転車盗難を未然に防ぐという意味で、その点いかがですか。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） ありがとうございます。棒1本ということで、私も係で現場を確認してきたんですけど、現在の駐輪場にじかに鍵をかけて止められるというところは柱のところだけなんです。ただ、棒1本というのが盗難防止用パイプ、いわゆるサイクルストッパーというようなものらしいんですけど、そういうものが取り付けられれば、全部駐輪するところにはくくりつけられるのかなと確かに思います。

また、駅前のときには駐輪場も新たに設置するようになってくると思うんですけど、時間もかかることですので、提案いただきましたので、また検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 私の拙い「棒」という言葉を「サイクルストッパー」と、ありがとうございました。ぜひご検討いただければ幸いです。

通告4件目、町のキャパシティーにおける課題について。

キャパシティーというところちょっと範囲が広いんですが、あえて英語にさせていただきました。このキャパシティーの課題につきましては今後も注視していきますので、ここでは導入の質問のみをさせていただきます。

一つ目として、災害時における町の人口増加と各地域のキャパシティー。今回の質問においては災害関連の質問も多いことが予想されましたので、私のほうでは、現在の町の現状をお伺いいたします。

災害時における避難所のキャパシティー、その人数と数をお伺いします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) お答えをいたします。

御代田町の災害時の避難所のキャパシティーにつきましては、地震災害を例にしますと、屋内施設の避難所数は23施設、避難可能者数は約5,400人となっております。

御代田町で想定される最大震度である震度5強を観測した場合の被害想定は、当町では液状化現象による被害はほぼなし、揺れによる全壊はゼロ、半壊は若干数、土砂崩れによる家屋の半壊、全壊は若干数、火災による家屋の半壊、全壊は若干数となっております。避難者数は60人とされているところでございます。

土砂災害では、避難所数は21、避難可能者数は5,000人弱であります。

令和元年の東日本台風時に家屋の倒壊のような被害はなかったものの、約100名が避難された事例がありますが、土砂災害警戒エリア全ての方が避難した場合は、おおむね最大1,800人程度となるかと思われます。

大規模避難所となり得る南小学校、北小学校、中学校、エコールみよた、B&Gの海洋センター、こちらの5施設では2,300人強を収容可能としております。この数値は一般的な基準の1人当たり面積 2.5m^2 とした場合であり、感染症対策や快適に過ごせるよう間隔を十分に確保する場合には、ここまでの人数分は確保できないかと考えますが、避難される中には、親戚宅へ避難する方もいらっしゃると思いますので、この中で対応は可能なのかなというふうに考えております。

なお、浅間山の大爆発といった場合につきましては、広域避難が基本となっております。現在、町の避難につきましては、佐久地域振興局、また、佐久広域連合の枠組みの中で協議をしてくれているところでございます。あわせて答弁させていただきます。

以上です。

○議長(荻原謙一君) 内堀綾子議員。

○3番(内堀綾子君) 計算ありがとうございました。こういう数字で聞くことがあまりなかったので、皆様、これで自分のこととだけ思っていると思います。災害は予想を上回ることが多いと思います。各課と連携を取りながら、また近隣の市町村とも連携を取りながら注視していただきたいと思います。

次の、キャパシティーとして職員体制における職務のキャパシティーの課題、社

会人採用の現状と職務の現状をお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

職員の体制につきましては、令和４年度より社会人を対象とした一般事務職の採用試験を実施しまして、今年度９名の社会人枠で採用となった職員が配属されております。

９名の職員の世代ごとの人数であります。２０代が２名、３０代が３名、４０代が３名、５０代が１名となっております。

職務のキャパシティの考え方としては、その職務の性質や金額、時期、難易度、優先順位などにより異なり、一概に計ることができないものであると認識しておりますけれども、仕事量を客観的に把握するため、時間外勤務の適正管理や予算編成、実施計画の策定の内容などにより、業務の内容や量を適切に計るよう努めているところであります。

恒常的に多忙な部署において、単に人が不足しているからという理由ではなく、例えば、業務マニュアルを整備しまして効率化を図り、ＡＩやＲＰＡを取り入れることによる業務効率の向上を図っていくなど、根本的な見直しを検討していくことも考えたいと思います。

職員の配置につきましては、その職務のキャパシティを考慮し体制を整備しているところでありますが、年度途中での退職や療養休暇の取得による職員の減など、予期せぬ事態も考えながら、職員体制に隔たりが生じることないように、適切な体制を構築していきたいと、このように考えております。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○３番（内堀綾子君） 先ほど大谷選手のお話をさせていただきましたが、現在、大谷選手の高校生の頃に行っていたマンダラチャートというものは、社会人の研修でも使われているそうです。その点もお知らせしながら、今回の上程の当初予算、議案質疑でもお伺いしましたが、人事評価制度構築導入支援事業業務委託料が計上されております。客観的な目で公平公正な評価がされますことを願いながら、また、人に教えるということは、とても大変なことだと思います。今まで社会人採用で入られた方に教える職員さんの業務量も確認していただければ、大変うれしく思います。

次の質問に入らせていただきます。

3 つ目は、町長交際費支出におけるキャパシティーです。

市町村によっては、首長の交際費はホームページなどで公表しております。御代田町ではそのような状態にはなっておりませんが、交際費についてのキャパシティー、許容範囲の決まり事などございましたら、お知らせください。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

交際費の支出につきましては、交際費の基本的な考えによりまして、町を代表して職務遂行上必要な外部との交際に対し支出しており、例えば、香典、祝儀、負担金、会費、お土産などがあります。

基準は、慶弔内規や交際費、食糧費の適正な執行において規定をしております。

支出対象者の範囲のほか、基準として、例えば、懇親会など飲食は5,000円以内、会議等の弁当代は1,000円以内、香典は職に応じ1,000円から1万円など一定のルールを設け、支出をしているところでございます。

この基準につきましては、現在、物価高騰に対応できていないものと考えております。今後、社会通年上適正な額であるかどうか、時代に見合う額であるか検討し、必要な見直しを図っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3 番（内堀綾子君） 確かに、物価高でそれ以前の見直しができていないというのであれば、もし町長が行かれたとき、町外とかいろんなところに行かれたときに、それに恥ずかしくない、凜としたものを持って行っていただきたいと私は思います。

ただ、最近では、国でもそうですが、いろいろなものの使途については、政治倫理というものが問われております。今回、物価高騰の対応だけでなく、その使途についても、そろそろホームページなどで公表の必要もあるかと思います。その辺も踏まえ、ご検討くださると助かります。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告6番、内堀綾子議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

(午前 10 時 55 分)

(休 憩)

(午前 11 時 05 分)

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告 7 番、赤田憲子議員の質問を許可します。

赤田憲子議員。

(6 番 赤田憲子君 登壇)

○6 番（赤田憲子君） 先ほど教育長から、受験生が皆、現地に無事に御代田の受験生が着いたということを知りまして、本当に安心いたしました。高校受験の中学生も頑張っているということで、私もしっかりと質問のほうをさせていただきたいと思えます。

それでは通告番号 7 番、議席番号 6 番、赤田憲子です。新年から、能登半島を中心に発生した地震は、国民に災害への意識を一層高めさせ、防犯の重要性を改めて認識させることとなりました。この背景を踏まえ、今回の一般質問でも、私を含め、複数の議員から災害対策に関する質問が提出されております。私たちは、自然災害を完全に防ぐことはできませんが、災害発生時に地域住民の命や生活を守り、迅速なインフラの復旧を通じて町の再建を図ることは急務です。

今回の災害では、水道復旧の遅れや耐震化率の低さが被災地域の安全と復興に大きく影響していることが度々報道されました。そこで、今回の一般質問では、まず最初に、御代田町の水道・下水道インフラの現状と将来の対策について質問させていただきます。

昨日、森泉議員から災害時の水の供給及び上水道の耐震化に関する質問がありましたが、その答弁を踏まえつつ、さらに詳細を問うものです。

今回の能登半島地震では、水道の復旧が遅れている地域の被災者と復旧に携わる人たちの苦勞がいまだに報道されております。厚生労働省が発表している全国の令和 3 年度の石川県の水道管耐震適合率、これは震度 6 強程度の大規模地震に耐えられる割合を示すものですが、石川県が、これが 36.8%と、全国平均の 41.2%を下回る結果となっておりました。首都圏を見ると、神奈川県は 73.1%、東京都は 66%、千葉県は 60.3%と、いずれも全国平均を上回る耐震化率を実現し

ております。

一方で、震災を経験した福島県も５９％の耐震化率を達成しており、これらの地域では積極的な耐震化対策が進んでおります。しかし、全国で２７の都道府県が全国平均を下回っております。その中には、残念ながら長野県も含まれており、３９％の耐震化率にとどまっています。

昨日の森泉議員の一般質問に対する答弁によると、御代田町の耐震化率が、町営水道の基幹管路で１３．５％、佐久水道では１７．２％という非常に低い数字が出ておりました。この数字は、地震災害に見舞われた場合、水道の復旧作業に相当な時間が必要になることを想像させ、能登半島地震の状況よりさらに悪い可能性があるという不安を生じさせます。

下水道設備の耐震化については、国土交通省のデータによると、重要な幹線５６％、下水処理場の４０％が耐震化を完了しています。下水道が地震で損傷すると、公衆衛生が脅かされ、疾病の拡大リスクが高まるため、この問題の重要性は言うまでもありません。

今回、追加質問として、御代田町の現在の上下水道の現状を伺います。

御代田町の水道は、地域によって町営水道と佐久水道が管理運営を行っておりますが、御代田町における水道管の老朽化はどのような状態なのでしょうか。水道管の法定耐用年数は４０年ということですが、現状、耐用年数を超えた水道管は、町内にどのくらいあるのでしょうか。また、御代田町における下水道管の耐震適合率は、現時点でどのくらいでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

町営水道エリアの老朽化の現状は、導水管、送水管、配水支管の総延長が８万５,９２５ｍあります。そのうち、法定耐用年数４０年を超過している管路は、令和５年３月３１日時点で約７,０００ｍ、７kmございます。また、主となる大きな配水池である御代田第二配水池、塩野配水池、西軽井沢配水池については、耐震性を有している施設でございます。

次に、佐久水道エリアについてですが、佐久水道企業団全域になります。平成２８年度末のデータとなりますが、管路延長が１,０６４．１１７kmで、法定耐用年

数 40 年を超過している管路は 251.37 km となっております。

下水道事業については、平成 2 年に事業着手し、平成 8 年に供用開始となっております。管路の法定耐用年数は標準で 50 年とされており、初期に整備した管路は現在 30 年ほど経過しております。改築更新時期には達しておりませんが、今後 10 年から 20 年後の老朽化対策のため、多額の改築更新費用が必要になることが想定されます。

また、御代田浄化管理センターについては、設備の耐用年数が短いため、管路よりも早いサイクルで改築更新をする必要があります。現在、下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の延命を図りながら、国庫補助金等の財源を確保し、改築更新工事を実施しております。

次に、耐震適合率についてですが、昨日の森泉議員へのお答えと重複しますが、町営水道エリアの導水管は、全長 1,116 m に対し、耐震化済みが 636 m で、耐震化率が 56.9 %、送水管は、全長 5,280 m に対し、耐震化済み 227 m で、耐震化率が 4.3 % です。あわせて、基幹管路の耐震適合率は 13.5 % となっております。

佐久水道エリアについては、佐久水道企業団全域のデータとなりますが、基幹管路の耐震適合率は 17.2 % となっております。

続いて、下水道の耐震適合率ですが、平成 9 年に策定された下水道施設の耐震対策指針と解説を受けまして、平成 10 年度以降は耐震適合を有する管渠工事を実施しております。耐震適合率は、管渠全長約 150 km に対しまして約 117 km で、耐震適合率が 78 % となっております。

御代田浄化管理センターにつきましては、平成 25 年度に耐震診断を実施し、平成 28 年度に耐震補強工事が完了しております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6 番（赤田憲子君） ただいまの答弁を伺いまして、老朽化ということに関しては、思ったよりも新しいものになっているのではないかなと思いました。

耐震適合率というふうになると、またいろいろな角度で耐震に対してどの程度という数字を出されているのかもしれないですが、法定耐用年数を超えているものが少なくなればなるほど、少しずつよくなっていくのではないかなという素人

なりの認識を持っております。

また、下水道に関して言えば、御代田町は平成に入ってから導入されたということなので、比較的新しい現状というものもありますし、耐震化率も一応78%ぐらいということで、少し安心いたしました。とはいいまして、完全に安心という状況ではないので、これからのやっぱりいろいろな設備のほうを新しくしていくということ、またお金のかかることですが、そちらのほうもやっていかなければいけないことだとは思っています。

それで、また最近の現状としましては、世界でも日本国内でも100年に一度と言われるような自然災害が多発しているような状態もあります。水道インフラの耐震性もそういう中でとても重要な課題の一つになっております。

先ほども申し上げましたが、老朽化した水道管の交換や耐震性向上の工事は、費用や時間がかかるため水道事業の管理運営は計画的に行わなければならないと思います。将来にわたって水道事業を安定的に継続するためには、長期的な視野に立った計画、資産管理が極めて重要です。このアセットマネジメントは、御代田町の水道事業においてどのように実施されているのか、お伺いしたいと思います。

また佐久水道に関しても、分かる範囲で構いませんので教えていただければと思います。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

当町は、令和元年度に、令和2年度から10年を計画期間とする御代田小沼水道事業ビジョンを策定しております。これは、今後、御代田小沼水道事業の方向性を示すものとなっており、その中で管路の更新及び耐震化について記載されております。

管路の工事には、多額の費用が必要となります。法定耐用年数での更新は、更新時期が集中し、単年度の負担も大きくなり、さらに年度ごとの発注量に大きな凸凹が生じるため、経営の観点からも好ましい状況とはいえません。そのため、耐用年数で更新するのではなく、漏水調査による修繕箇所の早期発見に努め、有収率の向上及び管路の延命を図りながら、年1.25%、距離にして約1kmの耐震化率の向上を目標に、道路や下水道などの他の工事と同時に行うなど、費用の低減を図りな

がら、耐震性能を有した管路の更新を図ってまいります。

現在の御代田小沼水道事業の経営状況は良好な状況にありますが、資材の高騰や人件費の増などにより、今後、施設の更新に多額の投資が必要になります。計画的かつ効率的な改築更新の推進、予防保全的な維持管理業務による施設の延命を図りながら、安全でおいしい水を提供してまいります。

下水道事業については、当面は御代田浄化管理センターの改築更新費用が増大していく見込みです。下水道施設全体で改築更新を行うことで、下水道事業の経営状況は一段と厳しくなることが予想されます。そのため、持続的な下水道事業の実現に向け、経営戦略の計画期間であります平成28年度から令和7年度においては、将来的な改築更新時期の到来前に、既存下水道施設のストックの把握と計画的かつ効率的な改築更新の推進、予防保全的な維持管理業務による施設の延命を図りながら、安定した下水道サービスの維持に努めてまいります。

なお、佐久水道企業団のアセットマネジメントにつきましては、私のほうからの答弁は控えさせていただきたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） やはり、かなりお金のかかることということでもありますけれども、その中で計画的に必要なところから、やっぱり今使えるものを長く使えるように延命していくということもすごく必要な対策の一つだと思います。そういうふうに計画的に行ってくださっていることが分かったということは、とてもよかったと思います。

私は今回の質問で、小園町長が5つの柱として掲げる中の一つである防災力を高めるインフラ整備の中から上下水道について焦点を絞り、質問いたしました。昨日、町長が地震に対する考え方を述べておりました。地震に対してしっかりと危機管理を持っておられると感じました。

先ほどの内堀綾子議員の質問の答弁の中でも、御代田町のほうでは、多分科学的な検証から出た数字だと思うんですけども、震度5強ぐらいの地震というものが想定というふうにされてはおりますが、最近ではちょっと想定を超えるような状況もすごく出てきているので、その辺も踏まえていろいろな対策が必要かなというふうに思っております。

町長は、そんな中で、先ほど答弁にもありましたけど、無電柱化の視察や勉強会

にも出席されて、今後のまちづくりにも役立てているというお話、またそんな形で私のほうでも実感しております。

旧役場跡地の一帯が町から手を離れますが、宅地分譲が計画されており、その地区も無電柱化が計画されているというような話も聞いております。

世界的に見ると、無電柱化については日本は後進国であります。今後世界に追いついていかなければいけない課題の一つであります。

無電柱化は、電柱がないことにより景観を美しく保つというメリットだけではなく、自然災害に大きな関係があります。先ほど町長のほうでも、その自然災害対策ということでお話がありましたが、電力会社への聞き取りの結果、無電柱化は、落雷、台風、地震、竜巻、火災など、津波以外のほとんどの災害において、電線が切れ、導線がむき出しになり、感電したり、電柱の下敷きになるという二次災害を防ぐことができるため、電柱がある場合より災害に強いとされております。

電気の供給にあわせて今回私が取り上げた水道も、私たちの生活に密着した重要な役割を担うインフラの一つです。水道の復旧がいまだ解決されず、厳しい生活環境を強いられている被災者の皆様のご苦労は相当なものであり、災害時においてインフラの復旧が少しでも迅速に行われるための事前準備は、とても大切な行政の役割だとも思います。

今回は、水道管の現状と今後の計画について伺いましたが、今後も災害に対する意識を高め、計画性を持って日々の対応を進めていただくことを強く希望し、次の質問に入らせていただきます。

次に、公共の建物における災害対策についてお伺いいたします。

能登半島地震をはじめ、熊本地震など地震災害時に災害によって命を失われた方の多くは建物の倒壊によるものでした。万が一のときに多くの人々の人命が失われることのないよう、国も大震災が起こるたびに教訓を生かし、耐震基準をアップデートしてきました。

最も大きかった改正は1981年6月で、これは1978年に起こった宮城県沖地震を踏まえた改正でした。これ以前の旧耐震基準で建てられた建物は、中規模地震に対して倒壊しないというものでしたが、これ以降の新耐震基準によって建てられた建物は、中規模地震に対して損傷せず、大規模地震に対して倒壊、崩壊しないというものです。

その結果、１９９５年に発生した阪神淡路大震災では、旧耐震基準で建てられた住宅と新耐震基準で建てられた住宅では、破損、倒壊状況に大きな違いがありました。これにより、建物の耐震性能が人命と密接に関係することが分かり、同時に新耐震基準に足りない内容も踏まえ、２０００年の改正、これは耐震壁のバランスや地耐力に応じた基礎構造の規定、基盤、土台、柱などを金具で緊結するものへというような内容につながっているのですが、このように２０００年以降の最新の耐震基準によって建てられた建物は、破損、倒壊の危険性が最も低いのは言うまでもありませんが、新耐震基準をクリアしている建物でも、震度６強から７程度の大規模地震でも、倒壊、崩壊はしないという構造になっております。

令和３年３月に出されている、御代田町耐震改修促進計画（第Ⅲ期）によると、住宅における耐震化の現状は、御代田町の総数、その時点で８，２５１戸に対し、新耐震基準を満たすものは５，８８６戸と、全体の７１．３％であり、２，３６５戸、全体の２８．７％が新耐震基準を満たさないもの、または耐震性が不明なものとなっております。

町内における多数のものが利用する建築物の耐震化の現状は、総数３６に対し、２９が新耐震基準で建てられたものであり、旧耐震基準で建てられた７のうち、６は耐震基準を満たしているものや、耐震改修を実施して基準を満たしている状態だということです。

現状、その時点で９７．２％が耐震性を満たしており、耐震性を満たしていない多くのものが利用する建物が一つあることになります。これは令和３年の数字ですが、この時点で御代田町では、耐震化率の目標を、令和７年までに、住宅については耐震化率９０％、多くのものが利用する建築物については１００％としておりましたが、令和６年に入った今現在、御代田町の現状はどうなっているのでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えします。

令和３年３月に策定しました御代田町耐震改修促進計画（第Ⅲ期）は、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建物の耐震性能の向上を図り、地震災害に対して町民の生命及び財産を守ることを目的とした令和３年度から令和７年度までの５か年計画でご

ざいます。

国の基本方針において、住宅の耐震化率及び多数のものが利用する建築物の耐震化について、令和２年度までに少なくとも９５％とするとともに、令和７年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としておりますけども、長野県計画の耐震化率の目標及び当町において想定される地震の規模、被害状況及び耐震化の現状を踏まえ、令和７年度における耐震化率の目標を、住宅については９０％、多数のものが利用する建築物については１００％といたしました。

住宅の耐震化率については、令和２年１月１日現在で８，２５１戸に対し、耐震性を満たすと思われる建物は５，８８６戸で、耐震化率７１．３％でございました。令和５年１月１日時点においては、８，７８７戸に対しまして、耐震性を満たすと思われる建物は６，５７６戸で、耐震化率７４．８％となっております。３．５％上昇という状況でございます。

また、町内で多数のものが利用する建築物を対象とした建物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定された、特に耐震化を図るべき建築物に規定されている一定規模以上の建築物を抽出しております。

具体的には、南北小学校、中学校、共同調理場、役場庁舎、町営住宅桜ヶ丘団地、民間の賃貸住宅、工場、ホテルまたは旅館といった３６施設となっております。そのうち、令和７年時点で耐震性を満たす必要がある施設は、民間の共同住宅の１棟となっております。この建築物については、耐震改修は現在検討しているということですが、改修の時期は未定ということでございます。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○６番（赤田憲子君） 耐震化率を上げていくというのは、住宅に関してはやっぱりいろいろ大変だとは思いますが。それでも３．５％上がっているということで、少しずつでも上げていけるようにと思います。

また、多くの者が利用する建物に関しては、その一つ、今検討しているということだったので、何とか早い時期に改修工事を行っていただければと思います。

新聞報道によると、県は耐震改修補助金を１戸当たり上限１００万円から１５０万円に引き上げることにより、長野県内の住宅耐震化率が、２０１８年時点で８２．５％と、全国平均の８７％を下回っている現状を改善しようとしています。

町としてもいろいろな努力を行っておりますし、住民に最も身近な地方公共団体

として、地域の実情に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体などと連携しながら実施するものとするという方針を示しておりますが、具体的にはこの引上げのためにどのような取組を行っているのでしょうか。

先ほど内堀綾子議員のほうから被災したときのキャパの話も出ておりましたけれども、一応震度5強ぐらいを考えてのことだと思うんですけど、やっぱり想定を超えることもあると思うので、耐震化率は高いにこしたことがない。倒壊する建物が少なければ少ないほど人命が守られていくと思うので、この辺についての御代田町の取組はどうなっているのでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えします。

町は、平成19年3月に御代田町木造住宅耐震診断事業実施要綱を制定いたしました。同年4月1日から施行しております。昭和56年5月31日以前に建築された建築物の所有者が住宅の耐震診断を実施するに当たり、町長が長野県木造住宅耐震診断士を派遣し、地震に対する建築物の安全性について診断するとともに、耐震改修が必要になった場合の広報であったり、概算費用を建築物の所有者に報告しております。

診断費用は国2分の1、県、町がそれぞれ4分の1負担し、申請者の負担はございません。要綱の施行から現在までに97件の耐震診断を実施しております。また、御代田町木造住宅耐震改修事業補助金交付等に関する要綱も、耐震診断事業と並行して策定しております。

耐震診断事業の結果を受けて耐震改修工事を実施し、工事後の耐震評価が一定のレベル以上になることを条件に、改修費用の一部を補助しております。補助率は5分の4、上限100万円となっておりまして、要綱の施行から現在までに6件の耐震改修工事の申込みがあり、実施しております。

耐震改修は、瓦屋根を軽量化するだけでは一定の基準を満たさないため、壁に筋交いを入れたり、耐震金具による柱等の補強工事が必要になります。改修には多額の費用が必要になるため、診断は実施するのですけれども、改修までに至っていないケースが多くあります。

改修の補助金は、当初60万円を上限としておりましたが、平成28年に100万円まで引き上げております。また、補助率は今5分の4でございますけれども、これも当初は2分の1でございましたが、令和3年だったか4年だったかと思っておりますけれども、これを5分の4に緩和している状況でございます。

先日、長野県の動向が信濃毎日新聞に掲載されました。県に確認しましたところ、長野県住宅耐震化緊急加速促進事業補助金交付要綱を策定し、令和6年4月1日から、県の単費により50万円を限度に補填することで耐震改修に関する補助金額を現在の木造住宅耐震改修事業補助金の上限100万円に今回の緊急加速事業補助金の50万円をかさ上げして150万円に引き上げるというもので、耐震改修の促進を図るということでございます。

3月15日にこの内容について説明会が開催されることになっておりますので、内容によって町の対応を検討し、また長野県及び関係部署と協議をしてみたいと思います。

なお、木造住宅耐震改修補助事業は、町の単独事業である断熱性能向上リフォーム補助金であったり、戸建の補助対象にもなっております……、町の単独事業の断熱性能向上リフォーム補助金と空家改修等補助金、こちらの併用も可能となっておりますので、引き続き町ホームページ及び広報やまゆり等で周知してまいります。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） 県のほうの補助金も今年の4月1日から50万円アップということと、町も県やいろいろなところと協力して補助金などを出し、耐震診断に関しては無料で行えるという状況。

また、それを改修工事するとなると、やはり工事の負担もかなりあるので、いろいろ難しい点はあるとは思いますが、いろいろな形で取り組んでいただいていること、断熱性能の補助金なども併用して使えるとか、そういう情報をできるだけうまく皆さんに知ってもらえるように発信していただけたらと思います。知ることによって新しく耐震基準を上げられるような、そういう改修工事を行いたいと思う方も出てくるかと思えます。

次に、公的建物の免震建築導入についての考えを伺います。

先ほどの質問のときに、耐震に関しては災害が起きたときに建物の倒壊、崩壊を防ぎ、人々の命を守るという重要性があることについて話しました。しかし、国では建築基準法により、耐震基準を設け、基準を満たしていない公共の建物や病院な

どには補助金制度を設け、建物の耐震化率を上げるように努めていますが、免震については、２０２３年１０月に厚生労働省が公表した調査結果において、初めて病院の建物に免震という構造を採用しているかどうかの調査を行った段階です。

耐震基準を満たした病院の中で、免震を導入した病院はおよそ８％、拠点病院などでは２０％余りでした。耐震基準を満たした建物であっても、地震の際、大きく揺れると倒壊、崩壊はしなくとも柱などが損傷することがあります。これに対し、免震建築の建物の場合は、建物の下のゴムなどでできた装置が揺れを受け流しますから、揺れが抑えられ、建物が損傷しにくくなります。さらに、内部の被害も最小限にとどめることが可能になり、震災後もその建物の機能が維持され、利用することが可能になります。特に病院などの場合は、震災後、病院の機能を維持し、病院としての役割を果たすことが重要です。

市町村調査も同じです。震災後に被災された方々の生活を少しでも早く元の生活に戻せるよう、拠点として業務が行われる状況が確保されなければなりません。避難所となる建物についても、建物の機能が損なわれることなく、使用できることが最も重要になってくることは言うまでもありません。

免震にするためには、コストもかかります。免震を導入すると、建築コストは建物の規模にもよりますが、数％から１０％ほど高くなるようです。また、免震は改修工事ではなく、建て替えにあわせて行うのが一般的です。

文部科学省は、子どもたちの安全を守る観点や、避難所として使われることなどから、校舎建築については、基準の１．２５倍以上の耐震性を持たせるよう通知しています。また、国などの重要ないわゆる官庁施設について、国土交通省は耐震性を通常の１．２５倍ないし１．５倍以上にするという基準を設けております。

御代田町では、役場庁舎や中学校は新しい建物なのでこの基準にあわせて建築されていると思いますが、免震の建物ではありません。調べてみると、東信地区では、免震構造の建物が、上田市役所新本庁舎、小諸市役所新庁舎、佐久医療センターの３つぐらいしか私のほうでは調べることができませんでした。

震災後、建物自体の機能を維持できる可能性を高め、被災者の支援、復興に取り組むために、今後御代田町で建築される新しい公共の建物、特に学校や病院施設、避難所として指定される建物について、免震建築を導入する考えはあるでしょうか。建築費が少し高くなるにしても、それに見合う価値は十分にあると考えます。御代

田町は近い将来、南北小学校の建て替えを予定しております。子どもたちの安全や命を守る観点や、避難所として使われることを考えると、万が一災害が起こった場合、建物自体の機能がしっかり保たれることは重要だと考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

御代田町では、昨日の池田議員の一般質問、また本日、内堀綾子議員の一般質問でもお答えをしたとおり、最大震度５強を想定しているということであります。

１９８１年、昭和５６年６月１日以降の耐震基準で造られた建物は、震度５強では軽微なひび割れ程度にとどまるとされております。

現在、町の大規模避難所となり得る学校の体育館やエコールみよたについては、この基準により建築がされているか、もしくは耐震工事が済んでいる状況であります。また、一部の古い公民館につきましては、震災時の避難所からは既に除外をしているところでございます。

今回、赤田議員の一般質問を受けまして、自分自身に耐震等の知識があまりなかったことから、専門家の方からご意見をお伺いさせていただきました。

まず、免震につきましては、例えば長野県庁の庁舎など大きな建物において有効なものであること、また、これまで学校の建物における免震の採用例については聞いたことがなかったこと、耐震、免震のほかに、制震と呼ばれる工法があることなどを教えていただきました。これらの工法にはそれぞれメリット、デメリットがあり、その違いを知って最適な構造を選択することが重要であるということが分かりました。

一部ご紹介をさせていただきますが、耐震については、建物の硬さと強さで地震に抵抗するものだ。免震につきましては、アイソレーターで浮かせ、ダンパーで地震エネルギーを吸収するものだそうです。

また、今回初めて知りました制震であります。こちらは制震部材で地震エネルギーを吸収するような構造になっているということでありました。大地震時の損傷程度ということで、耐震は主な構造に損傷の可能性がある。それに対し免震は、損傷はないとなっております。また、この中で制震であります、隙間変形は小さい。

損傷の可能性も小さいとされているというものです。イニシャルコストは、やはり耐震が一番優れておりまして、次が制震、免震ということです。

イニシャルコストに対しましてランニングコストは、一番いいものが制震、制震が一番優れているというような資料も頂いたところであります。

今後、施設の建て替えに当たりましては、そのときの耐震基準を満たすものを建てるのは当然でありますけれども、設計士などの専門家の意見をお聞きする中で、防災の視点や費用面をしっかりと把握するとともに、最善の方法が何なのか、こちらを検討して、建設に当たっては心がけていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） そうですね、今のお話を聞いて、私もいろいろ勉強しなければと思いました。今後、建築される公共建築物は、その目的や用途に応じて災害対策を十分に考慮した建築計画を実施してほしい、そういうふうに強く願って、今回の質問をしたわけです。

災害時には地域住民の生命と被災者の生活を保護し、町の復興を促進するために重要な役割を果たす建物の建設において、その機能が損なわれることなく、災害後も利用できることは極めて重要だと思っています。そのために、今回私が検討を求めた免震建築の導入は選択肢の一つであります。さらに、先ほどの答弁のほうにありました制震建築という方法もまた選択肢の中に出てきまして、災害対策として検討すべき選択肢の一つであると考えます。

また現在、世界各地で様々な自然災害が発生しており、建築方法に関する対策や手法も年々進化していると思います。御代田町が将来建築する建物においては、災害を十分に考慮し、最適な建築方法を検討し、導入していただくことが重要だと思っています。私自身もまだまだ学ぶことがたくさんありますが、安心、安全なまちづくりのために、今後も専門家の意見を取り入れながら、その辺りをしっかり踏まえた上で建築のほうをしっかりと取り組んでいただけたらと思います。

最後に、核シェルターの導入についてお聞きいたします。

2023年1月の日本経済新聞の報道によると、政府与党はミサイル攻撃から人命を守るシェルターの普及を促進し、企業や公共施設、商業ビルなどにも設置費、維持費の財政支援を検討しているとの案が2024年にも打ち出される見通しだと

いうことでした。

私も政府関係者の方から、市町村に対し、シェルター設置に補助金を出す考えがあることを伺いました。御代田町においても、公共施設の建設地域に地下にシェルターを設置することは、町民の命を守る観点から、価値のある取組ではないかと考えます。

このため、先日、茨城県筑波市にある日本核シェルター協会を訪れ、核シェルターのモデルルームを視察してまいりました。視察したシェルターは、日本の基準で7名が2週間過ごせる機能を持つものでした。

協会の方の説明によれば、世界的に見て、核シェルターの普及が100%を超える国は多いそうです。ヨーロッパ諸国はもちろん、日本の近隣国でも台湾や韓国などをはじめ、多くの国が核シェルターを保有しています。特に韓国のソウル市は、人口約1,000万人に対し3,000万人が収容できる核シェルターを持っているとのことでした。

唯一の被爆国である日本にほとんど核シェルターがないことは、外国から見ると、本当に不思議なことのようでした。世界では、ロシアによるウクライナ侵攻が2年の時を過ぎても未だ収束せず、パレスチナ・ガザ地区での武力衝突が続いており、子どもたちが犠牲になる人道的な危機が各地で起こっております。

しかし日本では、Jアラートが鳴った際に適切な避難場所が不明確だという課題があり、私たちは一体どこへ避難すればよいのでしょうか、というのが現状です。

今回私が視察した協会は、一般の視察は行っていないのですが、昨年11月頃から市町村の視察予約がかなり増加しているそうです。私自身も予約を取るのにちょっと大変な思いをしました。また、日本政府は現在核シェルター導入に当たり、手を挙げた市町村から順番に補助金を出すという説明もありました。

このような背景の中、日本国内においてもシェルターの導入を検討する市町村が増えていることが分かります。海外における核シェルターは、学校、公園、集合住宅などの地下に多く導入されており、国際紛争の際に民間人を守ることが基本となる国際人道法で定義されている保護対象施設であることが上げられます。ですから、御代田町が建て替えを予定している南北小学校の地下に設置を検討することは、町にとっても非常に有益であると考えます。また、この核シェルターは防災シェルターとしても機能し、洪水以外の全ての自然災害時に住民の命を守ることができま

す。

御代田町には浅間山という活火山を抱える自然環境もあります。あらゆる災害に対応でき、少しでも人命を守ることができるシェルターの設置を今後の公共施設の建設の際にあわせて検討することは、これからの町の安全にとって非常に重要であり、世界的な動向の中でも非常に価値のあるものだと考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

北朝鮮のミサイル発射のニュースは頻繁に耳にするところであります。ミサイルの軌道コースによって各地でＪアラートによる緊急危険情報の発信がされることとなり、町でも他人事とは思わず対応する必要がございます。

このような緊急の場合には、頑丈な建物や地下に避難することが原則とされており、時間的余裕がない場合は、それに近い環境に避難する必要があります。また、窓際は危険なので極力避けていただきたいというふうに思っているところであります。

世界的に見ますと、このように北朝鮮によるミサイルの脅威やパレスチナにおける紛争、ロシアのウクライナ侵攻などが起きている現状からも日本が標的にならないとは言えないものと考えております。

ただいま赤田議員より、防災核シェルターの世界的な普及状況をお聞きしまして、また現在の世界情勢や防災の観点から必要性について十分認識したところであります。しかし、国の補助があるものの、建設するに当たっては莫大な事業費が必要であると思われますし、町民全員分の設置についても、これまた現実的ではない部分なのかなんていうようなそんな考えもあります。

今後、政策的に進めていくのであれば、議会や町民の皆さんにご理解の上進めていくこととなりますので、まずは導入事例や国の動きについて情報収集、研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 私からも、これはかなり政策的なお話でもありますので、ちょっとほかの前の質問を少し絡めながら話したいと思います。

今、核戦争ということが、二、三年前と比べてもかなり現実的な課題になってきているのかなということは、残念ながら事実として受け止めてまいりたいと思います。

一方で、今、総務課長からの答弁がありましたけれども、恐らく全員分だと、単純計算で町民全員だと1,000億円ぐらいかかる。国内全員と考えれば、700兆円ぐらいかかるものと思ひまして、今日本のGDPが200兆行っていないので、GDP以上のお金が必要になるということでかなり大変だろうと思います。

そういう中で、どういうところに造っていくのかということは、今、議員ご指摘のとおり、やはり必要性をどこが一番必要なのかということを選んでやっていくほかないのかなと思いますので、その辺についてしっかり検討していくと。国の動向もあわせて検討していかなければならないと思います。

ちょっと私の今の今日現在の考え方を少しお話ししておきますと、核攻撃を日本が受けるという確率ももちろんゼロと言えないんですが、より現実的なポイントとしては、食料またエネルギーに関してはもうちょっと高い確率で心配な場面が出てくるかなと思うんです。

台湾半島と中国の本土の間が仮に封鎖されたとしますと、エネルギーも食料も日本にかなりの量入ってこなくなってしまう。そうしますと、そういったケアです。食料をどういうふうに備蓄していくのか。町民の皆様にもお願いしながら、どうやって備蓄していくのか。エネルギーが途絶えた場合に、どのように対策していくのかということは、より高い確率で起きるのかなというふうにも考えておりますので、そういったその確率面と費用の面と、その辺も考えていきながら、核シェルターのことは核シェルターとして考えますけれども、それ以外のいろんな現実的に起こり得るものについても、なかなかまだ自治体でそういうケアができていところは少ないわけですが、別に御代田がやっちゃいけないわけでもありません。どういうことをできるかということを議会の皆さんともよく相談しながら造ってまいりたいと思いますので、またご意見を頂ければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○ 6 番（赤田憲子君）　今回、私のほうでは防災に関して、どちらかというとハード面のほうからの質問をさせていただきました。というのも、日本は歴史的な流れで安全というものに対する考え方が、教育が軸だったんです。つまり、安全対策は、企業においても教育をしていたわけです。皆さんに、気をつけなさい、何かをやる時には防具を身につけなさい、何々しなさいという教育が徹底されれば安全は確保される。つまり、安全にはお金はかからないというのが日本の古来の、古来というか考え方だったんです。

それに対して西洋は、安全はお金がかかる。人は間違いを起こすものだという、そういう観点から安全を取り組んできました。

私、企業のほうの口上とか安全に関しての講習のほうをやったことがあるんですけども、そのときに何が起こるかという、例えば、気をつけなさい、何かを行うときにちゃんとグローブをかけて、保護眼鏡をかけなさいということを忘れなければいいんですけど、やっぱり忘れることがあるので、手を入れたときに自動的にストップするような機械を入れる。

J Rなども最近そうですけど、「ホームから落ちないように気をつけなさい」では落ちる人がいるので、そこに今ホーム柵を入れる。そういういろいろな装置をやってきました。そうするとやっぱり、被害に遭われたり、そういうけがをする方が少なくなったという現状があって、日本も安全にはお金がかかるという方向で今動いてきています。

そういう流れの中で、核シェルターという話を聞いて、そんなことまだまだ考えることないじゃないかと思われている方も多いというのも、シェルター協会のほうでもそういう話もありました。国民の意識として。でもやっぱり安全はお金がかかるものだと思います。そうはいっても、町にもやっぱり限られた資金源と予算があるので、それをどこにどう活用していくかっていうことはすごく大事な課題ではあると思うんですが、そういう価値観とかを持っていて、安全とか防災のほうも取り組んでいただきたいというのが、私の今回の一般質問の一番の目的であります。

今、町長の御代田町の安全に関するお考えとか、シェルターに対するお考えを聞いて、私自身も、総務課長の答弁もそうですけれど、私自身も地域の安全、安心を確保し、町民の皆様にとって魅力的な環境を築くために、さらに情報の収集と知識

の獲得が必要であることを再認識しました。

日々更新される情報を多角的な視点で検証し、町にとって有益なものは積極的に取り入れていく姿勢は重要だとも思っております。もちろん、お金をどう使うのかというそういう計画性を持ってやっていくことは一番大事なことだと思いますが、積極的に取り組もうという姿勢もすごく大事だと思います。そういう姿勢を持ってこれからも町の安心、安全なまちづくり、魅力ある御代田町、そういうものに取り組んでいただくことを強く希望し、私の一般質問の全てを終了いたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告7番、赤田憲子議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午後 0時00分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

金井産業経済課長から欠席する旨報告がありました。代わりに竹内産業経済課課長補佐が出席します。

通告8番、尾関充紗議員の質問を許可します。

尾関充紗議員。

（2番 尾関充紗君 登壇）

○2番（尾関充紗君） 通告番号8番、議席番号2番、尾関美沙です。

私は、7年ほど前に移住をしてまいりましたが、ワンシーズンにこんなに多く雪が降るということは私の経験上初めてでございまして、移住をしてからしばらく、移住相談窓口にならなりましたが、移住希望をされる方々に、御代田町では雪の心配はあまりしなくていいと言ってしまったことがありました。言ってしまったことがありましたというか、何度も言っておりました。私を信じて移住をしてくださった方がもしあれば、その方たちが無事に生活をしておられることを真剣に祈っております。本当にこんなに景色が真っ白になることがあるのだなと、私も驚いております。というところで質問に入らせていただこうと思います。

令和5年6月議会で、私は一貫性のあるまちづくりについて質問をさせていただきました。それに対する答弁の中で、町長より、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理を目的とした条例の策定を検討したいというご答弁がありました。今回は、

この太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理を目的とした条例の策定について、1 件の質問をさせていただきます。では質問に入ります。

現在、御代田町では、町内において土地面積 1,000 m² 以上に自立して設置する太陽光発電施設を対象に、御代田町太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドラインが運用されています。このガイドラインの運用開始以降は、町内の野立て太陽光発電施設の新規設置数は減少していると聞いておりますので、現行ガイドラインのままでも、乱開発による自然環境の破壊を防止することができており、十分な効果を発揮しているものだと受け止めておりますが、現行のガイドラインの制定後、ガイドラインのままだではなく、条例策定の検討をするに至った経緯、また策定の目的をお聞きます。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お願いします。

ガイドラインは、法律の下に作成された基準や決まりで、規則的なものになります。法的な効力はないものの、それに近い内容を持つ比較的効力の強い基準、決まりを示すときに活用されます。

一方、条例は地方自治法第 14 条第 1 項において、普通地方公共団体は、法律の範囲内において条例を制定することができると規定されております。また、同条第 2 項において、義務を課し権利を制限するためには、法令に特別の定めがある場合を除いて、条例によらなければならないとされております。つまり、条例は、普通地方公共団体が制定する自主立法ということになります。したがって、法的な効力があるかないかが大きな違いになります。

条例を制定することにより、事業者に対する指導に法的根拠が生まれ、事業者は条例の規定を遵守しなければなりません。現在、ガイドラインに従わず工事を施工するような業者はおりませんが、今後は法的根拠に基づいた指導が必要になると判断し、条例を制定することといたしました。

条例制定の目的は、事業者及び土地所有者の責務、いわゆる計画段階から施工、維持管理、処分までを明らかにし、太陽光発電施設の適正な設置に関する事項を定めることにより、景観、地域環境の保全、町民の安全を確保することを目的としております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） では、条例制定までの手続や制定時期についてお聞きます。

住民説明会、パブリックコメントなどの開催の可否や時期等について、もし分かる範囲であればお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

現在、条例の内容について検討しております。今後、長野県との協議、御代田町環境保全審議会及びパブリックコメントを実施し、令和6年度中に条例を上程させていただき、周知期間を考慮して施行を予定しております。

ただし、御代田町環境保全審議会、またパブリックコメント等の内容により修正等が必要になる場合は、遅れる可能性もございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） ただいまのご答弁で、パブリックコメントは行う予定があるとのことでしたが、町民や事業者向けの住民説明会といったようなものは行うのでしょうか、お願いします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） 今回の条例化につきましては、従来のガイドラインをそのまま踏襲したものを条例化するパターンと、今回長野県で新たに太陽光発電施設の届出等に関する条例がこの4月から施行されるのですが、その条例と一体となった条例化を進めるときには、住民説明会等はやっぱり必要かなと思っておりますが、ガイドラインを踏襲した条例であれば、パブリックコメントのみと考えております。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 建設水道課がこれまで行ってきた町の計画等に関しての住民説明会ですが、町政、特に環境問題について積極的な関心を持つ町民の皆さんにとって、町の方針や考えを直接聞くことができるとてもいい機会だったという評判を聞いております。

説明会参加者の意見やそれに対する回答が後日、町ホームページに掲載されておりますし、どちらかの思いを一方的に伝えるだけで終わらず、町行政と町民がしっかりと意見交換ができる場であると感じます。

ただ、興味があっても会場に足を運ぶのはハードルが高いという方もいらっしゃると思いますので、今後は住民説明会のオンライン開催や動画配信なども含め、検討していく必要があるのではないのでしょうか。

では、条例策定に当たり、現行ガイドラインからの変更を必要とする点や、検討すべき事項についてどのように考えられているのか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

令和6年4月1日から、長野県において、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例が施行されます。この県条例は、2050ゼロカーボンの実現に向けて地域環境の保全及び県民の安全を確保し、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的としております。

この条例の施行に伴い、条例を制定していない市町村は県条例が適用され、市町村で条例を制定することで県条例の適用から除外されます。当町も、条例制定までの間は、県条例に基づき運用していくということになります。

なお、条例を制定し、県条例を適用除外するためには、県条例の設置基準と同等以上の町の条例にしなければなりません。

主な内容としては、対象規模が10kW以上、地域住民等への説明、特定区域における安全確保措置、適正な維持管理の確保などがあります。現行のガイドラインと県条例の基準を確認しなければいけないため、内容につきましては現在精査中でございます。詳細が決まりましたら、長野県と協議を行ってまいります。

また、ガイドラインとの変更点につきましては、おおむねガイドラインの内容を踏襲する考えでありますが、県条例との関係及びこれまでのガイドラインでの指導の状況を踏まえて、主に検討している点について具体的に申し上げますと、まず対象施設の規模でございます。ガイドラインは、1,000m²以上への土地への設置となっておりますけども、県条例は今回発電出力10kW以上という規定になっておりますので、ここをガイドラインの条例化では、町環境保全条例の規定による事業

者等の説明責任の明確化、事業者に対する指導に法的根拠を持たせるために検討してきておりますが、県条例は太陽光発電設備の規模を基準としているため、そのすみ分けをどうするか、これは検討が必要になってきております。

町条例は開発行為に係るもので、県条例は、いわゆる再生可能エネルギーの推進という目的がございますので、この場合、県の許可と町の許可で相違が生じる場合も想定されますので、この辺は十分検討が必要だというふうに感じております。

二つ目は、設置を避けるべきエリアとして、土砂災害特別警戒区域等のいわゆるレッドエリアと呼ばれるエリア、それから設置に慎重な検討と配慮が必要なエリアとして、土砂災害警戒区域等のイエローエリア、また設置を抑制すべきエリアを第一種低層住居専用地域及び風致地区としている点についてですが、特に第一種低層住居専用地域、風致地区としている点については、これまでは抑制すべき区域としておりましたけれども、はっきりと禁止区域とするかどうか、そこを検討しているところでございます。

また、県条例では特定区域としまして、地域森林計画の対象民有林、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地域、土砂災害特別警戒区域を設置し、この場所で設置する場合は県知事の許可制となっておりますので、ここについても県との協議が必要になります。そのほかにも、条例に違反した場合の公表ですとか、経済産業省への報告、規定等を追加する予定でございます。

今回、県条例の施行に伴いまして、町条例との関係性を県と協議し、調整していかなければなりません。本日お答えした内容も、協議によっては変更になることもありますので、ご承知おきください。

以上でございます。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 今ご答弁いただいたことも含め、条例の検討すべき事項について町のお考えを細かく伺っていかうと思いますが、まず、景観に関わる点について伺います。

現行ガイドラインでは、太陽電池モジュールの色彩について、黒、グレー、ブラウン系を使用すること、また、彩度は6以下とし、風致地区においては4以下とすることとなっているものの、フェンスの色に関しては、黒、茶、深緑、灰色とすることとの記載はありますが、彩度の指定はありません。

また、植栽に関しては、フェンスの高さと同等以上とすることとしか明示されておらず、樹種に関する明示がされていないことから、景観にそぐわない木や近隣の迷惑になり得る樹種が選ばれてしまう可能性もある状況です。

このように、現行ガイドラインは、個人の解釈によって差が生じる可能性がある部分がありますが、これらについて、個人の解釈によって差が生じぬよう、彩度の指定や樹種の例示など、条例化に当たり、現行ガイドラインの規定をさらに明確化していく考えはありますでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

事業者が配慮すべき事項の事業計画や設計における植栽計画については、ガイドラインを踏襲します。隣接する土地及び道路から視認できないよう植栽するとしております。樹種は、現在問わない考えでおります。

フェンスの色彩です。フェンスの色彩については、現在、フェンスについては黒、茶、深緑、灰色ということで規定されております。

彩度については、建築物等の県の景観条例の届出において、例えば屋根の色は彩度6以下ということで今、町では指導をしておりますけれども、また、今後、町独自の景観条例が制定されれば、施行規則や指導要綱によって規定することも可能ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 担当職員が数年ごとに替わることが避けられないのが役場ですから、どなたが担当になったとしても、事業者に対し、より適切な指導ができるよう、なるべく曖昧な表現を避けるべきだと考えます。

色彩に関しても、樹種に関しても、これから町独自の景観計画を策定していく当町にとって、町の景観を整えるためには、ある程度の統一性を持たせていくことは必要なことなのではないでしょうか。

次に、条例の実効性の確保についてお伺いします。

野立て太陽光発電施設は、例えば、経営難などで発電事業者が倒産した場合に、適切に保守や撤去がなされず放置されてしまうといったトラブルは、残念ながら

はや珍しいことではありません。こういったトラブルを防ぐため、中津川市など幾つかの自治体の条例では、事業者が所在不明となった場合や解散した場合には、土地所有者が事業廃止に伴う届出や設備の撤去、処分等を行わなければならないとし、土地所有者の責務を規定しています。太陽光発電設備が適切に保守、撤去されなかった場合、脱炭素社会の実現を目指すどころか、環境破壊につながります。このことから、条例の実効性を高めるため、事業者管理責任をしっかりと負っていただくためにも、違反行為があった場合の罰則規定を置く必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

全国で施設の終了段階における撤去についてのトラブルが発生していることは承知しております。この町の今のガイドラインにおいても、撤去までの責務としてガイドラインを作成しておりますし、その責務をより明らかにするために条例化するという目的を持って現在行っているところでございます。

その中で、罰則規定につきましては、現在、町の環境保全条例の届出の規定に対するガイドラインということになっておりますが、今回ガイドラインを新たに条例化するという中で、その条例の中の罰則規定として、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 罰則規定を検討していただくこと以外にも、町の対応としては、処分費用の積立てがしっかりされているか、また、植栽や土地の管理が適切になされているかなど、定期的な検査が求められると考えます。

具体例として、処分費用については、1kW当たりの具体的な金額の積立てを義務づけている自治体や、廃棄と費用に関する補償金の金融機関への預け入れ、試験設定、損害賠償、責任保険への加入を義務づけている自治体もあります。

また、植栽や土地の管理に関しては、保守点検や維持管理の運用状況及び実施内容について、年一回の報告を義務づけている自治体もございます。町職員が町内の全太陽光発電施設を定期的に検査して回るというのは、なかなか現実的ではないと

と思いますが、最低限、事業者に対し、定期的な報告を求めていく必要はあるのではないのでしょうか。

また、これらの規定に既存事業にも準じていただくことができれば、それは町にとっては最大の理想の姿であるのではないかという思いもあります。ただ、理想は理想に過ぎず、法体系における理念の一つに、法令の効力は、その法の施行時以前には遡って適用されないというものがありますので、既存事業に当町で今後施行される条例を適用するのは無理であろうと思うところです。それでも、町で取り組む環境保全に対して協力していただけるよう話をする程度のことはしてもよいのではないのでしょうか。

一方で、先ほどご答弁いただいた中でも出てまいりました、令和6年4月1日から県で施行される、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例の令和6年2月の事業者向け説明会資料では、条例施行前の太陽光発電施設に対しても、事業変更時の届出や適正な管理、処分を要請となっています。そして、こうも書いてあります。市町村条例で、過去の設置施設に対し、届出等や適正管理を求めている場合、県条例を適用とのことです。

ここでお聞きしますが、当町の条例では既存事業に対し、こういった対応を取っていく考えなののでしょうか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

まず、これから条例を制定するところでございますので、既存施設、この6年の4月1日前に既に設置されている、また工事着手されているものにつきましては、今回県の条例が適用になります。県の条例の中では、10kW以上の太陽光発電施設の設置申請を経済産業省にしているということが前提になりますので、こちらの申請者に対して、県のほうから既に県条例に伴う既存設置届出書の通知が周知されているところでございます。

具体的な中身は、既に設置されている太陽光の事業者については、令和6年9月30日までに現在の太陽光発電施設の規模であったりだとか、設置者の氏名、住所、それから管理者等を届け出るようになっておりますし、維持管理計画の公表も義務づけております。これにつきましては、各事業者ごとに維持管理計画を策定してイ

ンターネットで公表するというような規定になっております。

また、今後、届出がない申請者に対しては、県のほうでも再度通知をするということもおっしゃっております。町も県に任せるということではなくて、県と協力しながら、こういった届出に対する相談であつたりだとか、窓口になっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 確認させていただきたいのですが、当町の場合、既存事業に関しては、今後県の管理になるということなののでしょうか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） 県の管理ということではなくて、県の条例で届出が必要ということでございます。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 既存事業に対し、後からできた条例では、可能な範囲で寄り添っていただくことをお願いすること、なかなか厳しいことなのかも想像されます。ただ、今後、景観計画を策定し、町の景観保全に取り組んでいく当町にとって、景観を阻害する状態の太陽光発電施設をそのままにしておくことは、得策ではないように感じます。既存事業が景観保護に協力していただける場合には、例えば、植樹に対して補助金を出すことなども検討しながら、町の景観保全に取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

次に、現行ガイドラインでは、地域住民との合意形成という項目で、地域住民との合意形成を図り、理解を得た上で事業を行うため、事業の概要や環境景観への影響等について、地域住民へ十分な説明を行ってくださいとあります。地域住民の合意形成を図り、理解を得た上で事業を行う、これを文面どおり受け取るのであれば、事業者は、地域住民が納得するように意見を一致させる作業が必要だということになるのではないのでしょうか。ただ、現状は、説明をすればそれでよしというような状況だとも伺っております。

全国に目を向けると、地域住民等の同意まで求めているものは多くはありませんが、一部の自治体の条例では、地域住民等の同意や協定の締結を義務づけているも

のもあります。

近隣自治体ですと、小諸市は、事業区域に隣接する土地または建物の所有者及び居住者、区の代表者等の同意を義務づけています。また、県内では、安曇野市や小海町で地域住民等の同意を義務づけていることを確認しました。

このような中で、当町では、地域住民に同意を得ることは必須事項となるのでしょうか。地域住民等の合意形成について、条例策定の際、どのような内容にしていこうか、お考えなのか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） 現在の検討内容の中でお答えさせていただきます。

地域住民等の合意形成については、事業内容、環境への影響等について説明し、住民の理解を得た上で事業に着手していただく規定を検討しております。県条例との関係から、施設規模に応じた説明範囲を規定するかどうかといったところも検討が必要になってきております。

理解を得た上という意味でございすけれども、事業者には関係者に説明をしていただきますが、中には反対する方もおられるということも想定しながら、そういった方には親切丁寧に説明し、理解を得てほしいというふうに思っております。

また、反対意見につきましても、ただ単に固定概念とか、心情ですとか、そういったところで反対をされるのではなくて、データに基づいた根拠のある反対をしていただければ、事業者に対しても、事業者がその方に対しても、きちんと説明できるのではないかとこのように感じております。それでも理解が得られない場合は、経過書等を確認して、町で判断していきたいというふうに考えております。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 現在、町内での野立て太陽光発電施設の際、区長が住民と事業者との板挟みになるケースもございす。

また、先ほども触れましたが、全国の条例に目を向けますと、区の代表者の同意を義務づけている条例もございす。

当町の条例策定に当たり、区長の責任の及ぶ範囲についての明示を、もしくは区長には一切の責任が及ばないことの明示をすべきと考えますが、地域住民との合意形成、並びに協定における区長の役割についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

協定については、地域住民との合意や約束を明確にするため、事業計画が50kW以上の施設については、区との協定締結を環境保全条例に基づく届出受理の条件としております。

協定締結について、区長におかれましては、協定書の内容や地域住民との合意形成を図っていただくという役割になりますが、区長に責任を求めているものではございません。反対されている方との調整ができないなど、心配する事項や不明な点は、遠慮なく建設水道課にお問合せいただきたいというふうに思っております。

また、土地面積1万m²以上の施設計画につきましては、町と協定を締結することを開発行為届出に対する勧告通知の条件の一つとしております。

以上でございます。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 今のご答弁の確認なんですけれども、もし反対をされる住民の方々と区長の間でトラブルなどが生じそうな場合だったりとか、そういったことがあった場合は、区長と住民の間で対応するのではなくて、その間に役場が入って対応するといったようなことでよろしかったでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） そこまでの対応は想定しておりませんけれども、本当にそこまで行くようなトラブルというか、そういった事案があれば、町もその間に入ってやることは可能です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） では、ソーラーシェアリング、営農型太陽光発電への対応を伺います。

昨年10月24日の朝日新聞デジタルにて、太陽光パネルの下で農作物栽培、南牧に県内最大級の営農ソーラーという記事が掲載されていまして。

この南牧村の営農ソーラー施設では、300世帯ほどの電力を賄うことができ、パネルの下で作るほうれん草の出荷で年間数千万円の利益を見込むそうです。農家

としての収入も確保しながら脱炭素社会の実現を先導し、太陽光発電施設の負のイメージを変えられる取組として期待の高い取組が、栄農型太陽光発電とも呼ばれるソーラーシェアリングです。

ただ、通常の野立て太陽光発電施設とは異なるとはいえ、ソーラーシェアリングも自立して設置する太陽光発電施設であり、町の条例の適用範囲内という扱いになると思われます。

当町で想定される条例をソーラーシェアリングに適用する場合、農地にフェンスを設置し、植樹をしなければならないということになると思います。南牧村のような規模を想定すると、約3万5,000m²の農地の四方に新たにフェンスを設置し、植樹もしなければならず、これは現実的ではないように感じます。

ソーラーシェアリングに対しては、条例における適用除外とする考えも必要なのかと考えられますが、町ではソーラーシェアリングをどのように捉え、対応していくのでしょうか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

現時点でございますけれども、県や近隣の自治体のほうに確認をしたところ、ソーラーシェアリングに対する対応は、今のところ考えていないという自治体が多うございました。地上型の太陽光発電施設の一つとして指導していくということでございます。

この場合、尾関議員のおっしゃるとおり、周囲の植栽ですとか、フェンスをどうするかといった課題もありますので、今後このソーラーシェアリングが町内にもないとも限りませんので、産業経済課と十分連携して対応していきたいというふうに考えております。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 当町は自然豊かな町であり、この景観にひかれ移住を決められた方々も多くいる町です。また、この町で生まれ育つ子どもたちに、変わらずこの町を愛し続けてもらうため、町の景観保護は重要です。

しかしながら、脱炭素社会の実現を目指す中で、太陽光発電施設の推進も重要な検討課題です。ソーラーシェアリングのような期待度の高い取組に関しては、通常

の野立て太陽光発電施設とは違った対応が求められるのではないのでしょうか。

また、同じく脱炭素社会の実現を目指す中で、屋根ソーラーの推進についても考えなくてはなりません。

長野県は、令和5年3月に示した長野県ゼロカーボン戦略ロードマップ骨子の中で、2030年度までに住宅の屋根ソーラーを現状の約2.4倍まで増やすとうたっています。

しかし、現在、屋根ソーラーで発電した電気の売電価格は右肩下がり状態であることや、初期費用や維持費、処分費や屋根の傷みなどのデメリットを考えると、設置が選択肢に入らないご家庭も多いと思います。

屋根ソーラーを積極的に推進するのであれば、各ご家庭がそれぞれお財布事情と相談をしたときに、屋根ソーラーを導入したほうが数あるデメリットを考慮しても、明らかに得だと納得していただけるだけの材料が必要であると考えます。そして、そのためには、屋根ソーラーの設置費用への補助が必要であり、また、売電収入が以前のように望めない以上、電気代高騰や停電対策のためにも蓄電するという選択を取れるよう、蓄電池はセットで導入することを前提にしていかななくては、積極的な推進を望めないのではないのでしょうか。

当町は、令和6年度に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、町の脱炭素社会実現に向けた指針となる地方公共団体実行計画の策定をするそうですが、そのうち、町民、事業者向けの温室効果ガス排出削減計画である区域施策編を策定する上で、各家庭で選択できる幾つかの温室効果ガス排出削減に対する有効的な手段の中で、各家庭での屋根ソーラーと蓄電池の導入は、その位置づけを町としてはどのように考えているのでしょうか。

大規模太陽光発電施設の実質的には抑制となる条例を検討する中で、同じ再生可能エネルギーである屋根ソーラー、そして蓄電池の普及拡大について、町の考えをお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

国、地方公共団体、事業者及び国民による地球温暖化対策の在り方を定める地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、単独でまたは協働し

て地球温暖化対策計画に即して当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する地方公共団体実行計画を策定するものとされております。

県は、令和３年６月に地方公共団体実行計画に位置づけられる長野県ゼロカーボン戦略を策定しました。また、令和５年３月には、長野県ゼロカーボン戦略ロードマップ骨子を策定し、目標の実現に向けて温室効果ガス排出量の目標数値を掲げています。

当町は、大自然が創造した自然公園、上信越高原国立公園が２,２１１ha、妙義荒船佐久高原国定公園が８５haあり、町の総面積の４０％を自然公園が占める自然豊かな町で、御代田町長期振興計画でも、御代田町の将来像として文化・高原公園都市御代田を掲げ、基本構想体系５つの柱の一つに、人と自然が共生し、安全で快適な町をつくりますとしています。

以上のことを踏まえ、町の脱炭素社会実現に向けた指針となる地方公共団体実行計画は、自然豊かな御代田町の環境を考慮した計画となるよう策定してまいります。

議員お尋ねの屋根ソーラーと蓄電池の普及拡大は、カーボンニュートラル実現のための有効な手段であると考えておりますので、数値目標については、地方公共団体実行計画の中で示してまいります。

また、現在、御代田町新エネルギー導入奨励金交付事業の交付対象に屋根ソーラーと蓄電設備は含まれておりませんが、地方公共団体実行計画策定にあわせ、制度設計してまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○２番（尾関充紗君） 太陽光発電施設の建設は、そもそもが地球のために始まったことであるはずなのに、同時に建設地には環境破壊の問題が付きまといます。

また、現在、町内では新規設置数が減少している太陽光発電施設ですが、将来、国の政策によっては、大規模太陽光発電施設がまた全国的に急増することもあるかもしれません。今、十分規制できているからということではなく、将来に向け、改めて条例内容を見直し、真剣に検討していく必要があると考えます。

現行ガイドラインは、当町の景観保護策に対し、大きな役割を担ってくれているものなどを感じていました。景観保護策というものは、私たちの生活を直接助けて

くれるような施策ではなく、また緊急性もありません。ただ、景観保護をすることで、この町で育つ子どもたちの愛郷心を育てる、もしくは保つことができ、結果的には御代田町の人口維持につながり、安定した町政運営につながることで、私は信じております。御代田町が御代田町として存在し続けていくために必ず必要な施策であり、今、御代田町を動かしている私たち大人の義務であると感じています。

最後に、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理を目的とした条例の策定についての私の質問に対し、小園町長なりのお答えがあればお願いします。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） では、ご指名ですので、私からも。ちょっと今、原稿など準備しておりませんので、今、ご質問を伺ったことに関する感想めいたところになってしまいかもしれませんが、お答えしていきたいと思います。

まず、何といいましても、新しい条例というところにまずお話をしたいと思うんですが、これ、ほかの計画、いろんな計画が新年度スタートしていく、策定作業をスタートしていくんです。このこととただけじゃなくて、公共交通の話ですとか、幾つかやっていくということでありまして、そこで一番大事なのは、やはり住民の願いがしっかりと反映されたものになっていること。

我々も役場サイドとして、住民の皆さんのニーズということは想像しますし、一生懸命想像して考えながらつくっていくし、これまでそういうことが多かったのかなと思うんですが、やはりもうちょっとプロセスの中に住民の皆さんの考え方が入っていくということは、もっとしていってもいいんじゃないかなと思うんです。

ちょっと昨日の答弁の中にも少しありましたが、駅の待合室を造る、そのためにワークショップをしたということもありましたけれども、やはりそういった、まだこちらが、あまり町として計画を十分に、こうですというふうに、しっかりとした青写真をお示しするより前に皆さんの意見を聞いておくということ、それが非常に大事なんだなということを学ばせてもらった、一つのきっかけだったと思います。

ですので、そういった住民の願いがしっかりと反映されたものにしていくべきだということで、プロセスについては、先ほどからる答弁しておりますけれども、もう少し入れる余地があるような気もしておりますので、尾関充紗議員のご質問の趣旨もかなり理解し、その中で考えていきたいなと思っておりますので、ご理解をお

願いたいと思います。

一つ、ちょっと視点を変えますと、先ほど景観法に基づく景観計画の話もございましたけれども、私は昨年11月に北海道登別市で開催されました無電柱化の市区町村長会の全国勉強会がありまして、そこで10人ぐらいの方のお話を次々と聞くというかなり貴重な経験をしてきたわけですが、その最後のほうに、やはり景観法というのをもう少しそれぞれの自治体でうまく使ってもらいたいという識者の講演がありました。

それは無電柱化を促進していくためのお話だったんですが、これは、実はこれから御代田町も考えていくこの太陽光との整合性という意味でも大事なものだと思うんです。ある種、太陽光の条例と景観条例、景観計画が補完し合うような関係になるだろうと、思っているんです。そこを外さないように、景観計画の中にもそういったことが盛り込めるように考えていくということが非常に大事でありまして、やはりそれを北海道でかなり細かく私も質問しながら聞いてまいりましたので、それも反映していきたいと思っているところでございます。

あと、最後のほうのお話でありましたけれども、屋根ソーラーと蓄電池の普及拡大に対する町の考えはということについてのお話であります。まず大前提として、もともとその御代田町新エネルギー導入奨励金交付事業の中に一度というか、前は、この屋根ソーラーが含まれていた時期があったかに記憶しておりますが、その後、これは私の考えでもあったんですが、固定価格買取制度が始まっているにも関わらず、つまりそれはそれでその中でちゃんとした高い買取価格を設けてやっているものなので、それに町が補助金を出すというのはかなり無理があるだろうということで、一度それを外したという経緯がございました。

今、先ほど調べてみたら、屋根置きソーラーパネルは1kW/h当たり16円です。売電価格にして16円ということで、かつての40円台からするとかなり小さくなっていますが、ただ一方で費用も下がっているんで、その費用が下がったということとを計算に入れた上で16円という数字になっていますので、これもちょっとその補助金ということには若干馴染まないのかなというふうに思っているんです。

それで、一方で屋根ソーラーを2.4倍にしていかなければならないということでもあります。で、もう既に時間帯の電気料金払っている方たちにとっては、昼間の高い時間帯に自分たちが使うときに太陽光が発電できているから、1kW/h当たり

30何円とか40円近い電気代を払うときに、それを払わなくて済むというか、それを電力で賄えているということで、既に経済合理性は相当あるものだと思います。

今、屋根貸し、屋根借りの仕組みもあります。今、上田市なんかでかなり盛んに行われておりますけれども、一般の住宅の屋根を借りて事業者がそこで発電をするというような考え方。で、屋根を貸している側は、電気を使いたければ電気料を払うでしたっけね。そういった形でやっているわけですがけれども。

そういったこともやっぱりなかなか、個人の一人の力でやると一から考えなきゃいけないこともたくさんあるので、その辺を省ける。その中間に入るNPOなり、事業者さんがちゃんと入るということで、その知識を蓄えなきゃいけないっていうハードルは相当下がるものだと思います。

県も、屋根のポテンシャル調査はもう4年ぐらい前に、結果を公表されてたという記憶がありますので、そこからなかなか増えていないということは、やはり何ていうか、経済合理性でもないし、環境の合理性でもなくて、何かこう知識的なハードルというか、あんまりその辺についてよく知らないから何か手が出ないんだよねっていうところも大きいのかなと思うので、そこはそのハードルをもうちょっと簡単に超えてもらえるようなやり方を町としても考えた方がいいのかなと思います。

あと、蓄電池は非常に大事で、本当に蓄電池の性能が上がりまた価格が下がってきたとするならば、実は、再エネ100%でも実現できる世の中になってくるんだろうと思うんです。そのためには、やはり蓄電池の普及というのは極めて大事であります。

一方で、現状では蓄電池の価格は容量に比して相当高いわけです。そう考えますと、こちらについては、今後その設置補助についての検討をしていく余地はかなりあるんじゃないかなというのが、先ほど来お話を聞いている中での実感なり、感想でございますので、やはり今年度、地方公共団体実行計画の策定をしまいりますので、そういったところにしっかり盛り込んでいった上で、じゃ、具体的にはどういう仕組み、どういう制度にしていくのかということがその後に出てくると思いますので、そこも皆さんの意見を聞きながら考えてまいりたいと思います。

ちょっとすみません、原稿がないんでだらだらとしたしゃべりになってしまいましたけれども、そういったところでの感想めいたお話でございました。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 先ほどの課長の答弁にもございましたし、今、小園町長の答弁にもございましたように、せっかくタイミングよく同時に景観計画を策定している状況であるので、町の景観面と環境面、両面から問題を考えていかななくてはならず、バランスを取ることはかなり難しいことだとも思いますが、当町にとっての適切な運用を見定めることを期待し、以上で、私の一般質問の全てを終わります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告8番、尾関充紗議員の通告の全てを終了します。

通告9番、山浦久人議員の質問を許可します。

山浦久人議員。

（8番 山浦久人君 登壇）

○8番（山浦久人君） 通告9番、議席番号8番、山浦久人です。よろしくお願いします。

今回は、学校運営の課題について、学校の不登校問題、2番として、子どもの食物アレルギーについて、3番、化学物質過敏症についての3点とライドシェアについてお伺いします。

最初に、学校の不登校についてお伺いします。

2022年、文部科学省の公表によると、全国の不登校は29万人、重大いじめは923件の公表がありました。全国の国公立小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒は10年連続の増加となり、29万9,048人と過去最多を更新し、この2年間は前年度から増加幅が2割を超え、計約10万人の大幅増となりました。不登校の児童生徒のうち4割近くが専門家からの相談や支援を受けていなかったことも判明しました。小中校などのいじめ認知件数は10.8%、6万6,597件増の68万1,948件で、具体的被害や長期欠席などが生じた重大事態は217件増の923人に上り、いずれも最多でありました。

長野県による2022年度の県が公表した調査結果で、県内の不登校の小中学生は5,735人、高校生は949人と、いずれも過去最多であることが分かりました。

不登校児童生徒の内訳は、小学生2,125人、前年度比525人増、中学生は3,610人、前年度比499人増、高校生は949人、前年度比160人増と、増加の傾向にあります。県の発表でもこれだけありますから、御代田町において不登校などの問題行動はどんな状態なののでしょうか。また、その対策はどのように取

られているのでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えします。

令和５年１０月１７日付で文部科学省より、令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等についてという通知が発出されました。全国の状況につきましては、ただいま山浦議員のおっしゃったとおりでございます、どの数値も過去最多を更新しているという結果でございます。

御質問の町の状況についてお伝えをいたします。

まず問題行動に関してですが、この調査における問題行動の定義は、いじめそれから暴力行為――こちらは対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊となっておりますが、令和４年度の小学校の状況についてです。児童同士のささいな喧嘩や誤ってガラスを割ってしまったなどの行為は２３件ございました。いじめに関してですが。いじめの認知件数は４件でございます。このいじめに関しては全て解消をされています。

続いて中学校の状況ですが、暴力行為、こちらはございませんでした。いじめに関してですけれども、いじめの認知件数は１件、こちらにつきましても解消をされております。

令和５年度におきましては、現時点で２件の問題行動があったという報告を受けております。

問題行動があった場合、各学校が教育委員会をはじめ保護者への連絡、また、事案の内容にもよりますが、警察など関係する機関への連絡を速やかに行うことで、拡大、深刻化をできる限り防いでいます。

これは毎月開催しております３校校長会の中でしっかりと話し合いを重ね、体制づくりあるいは仕組みづくりを教育委員会と各学校が共有し、実行してきていることが成果として現れていると考えています。

次に、不登校の状況ですが、全国的に過去最多を更新している中であって、町の小中学校では減少もしくは減少傾向にあります。今年度２学期終了時点の状況で申し上げますが、まず北小学校では、欠席理由が不登校となる児童が２名、また長期

欠席児童は7名で、在籍児童に対する比率ですが2.75%となっています。

南小学校ですが、欠席理由が不登校となる児童が3名、また長期欠席児童は14名、在籍比率が2.33%となっておりまして、2校とも全国平均となる3.17%を下回っている状況でございます。

続いて中学校の状況ですが、欠席理由が不登校となる生徒は17名、また長期欠席児童25名で、在籍比率が6.48%となっております。中学校においても全国平均が8.1%でございますので、この数字を下回っているという状況でございます。

教育委員会として不登校対策は最重要課題として掲げ、それに向けて各学校が取り組んでいただいているということが成果として現れていると感じております。

具体的な不登校対策としましては、教育委員会配置の指導主事や公認心理師また学校関係者などで不登校支援チームを構成し、多様な教育的ニーズに応じた個々の子どもへの関わりを持ち、児童生徒につらく悲しい思いをさせないように、相談員や特別支援学級と連携してきめ細かな教育相談体制を構築し、子どもたちへの支援を行っています。

また、今の中間教室は中学校の敷地内にあり、小学生が利用する場合は若干不便であるという声も聞いておりますので、中間教室的な機能を発揮できるように各学校で空き教室を多機能的に利用するなど、積極的に取り組んでいただいています。

このような取組を踏まえ、来年度以降は校内教育支援センター、いわゆる中間教室的な機能を持つ居場所を各学校にしっかりと位置づけ、不登校傾向にある児童生徒が気軽に相談できる体制、また、学習のサポートができる体制、さらにはそこに常駐する職員の配置について計画を進めています。

今後も、配慮を要する子どもたちは増えていくことが予想されますので、新たな居場所づくりは積極的に進めて、充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 全体から見ると減少傾向にあるということで、専門職の人も置いて頑張っていると思われしますので、安心しました。

不登校の子どもが向き合う場所などのとき、保健室の役割が大きいと聞いておりますが、御代田町の場合はどんな状態でしょうか。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えします。

保健室でございますが、養護教諭が常駐し、けがや病気に対応するほか、保健室登校のような居場所としての位置づけもあります。時間によっては一つの保健室、部屋の中に複数の児童や生徒が過ごしているという場合もあるかと思います。

先ほども申しましたが、来年度から各学校に校内教育支援センターを整備し、職員を配置してまいる予定でございます。子どもたちの居場所を増やすことで保健室、より静かな空間となり、本来の役割が果たせるようになって考えております。今後、も新たな居場所づくり積極的に進めて充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 次に、アレルギー対策についてお伺いします。

子どもの食物アレルギーは、卵、乳製品、小麦などによる食物アレルギーは、約2割の家庭で食物アレルギーを持っていると言われています。学校での食物アレルギーの子どもたちに対する対策などで、給食などのとき特別に分けて食べさせているのか。それとも自宅からお弁当を持ってくるのでしょうか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えします。

現在、小中学校においてアレルギー対応食を提供している児童・生徒は33名となっております。

町では、文部科学省から示された学校における食物アレルギー対応指針と、長野県教育委員会から示された学校給食における食物アレルギー対応基本指針に基づき、御代田町学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを策定し、食物アレルギーを有する児童・生徒に対して、症状に応じた安心安全な学校給食の対応を行っております。

手順といたしましては、新入学時や進級時にアレルギー調査票を保護者へ配付し、アレルギーの有無とアレルギー対応の希望を把握。それから、対応を希望する保護者から医師の診断によるアレルギー疾患用の学校生活管理指導表を提出してもらっ

ております。その後、保護者・学校・共同調理場の関係職員とで対応開始前の個別面談を行い、給食での対応を決定します。

共同調理所におきましてはアレルギー専任栄養士を配置しており、毎月アレルギー対応食用の詳細な原材料が記載された献立表を作成し、保護者の確認、承認を受けてアレルギー対応食を提供します。

アレルギー原因の食材混入を防ぐため、アレルギー食専用の調理室で調理を行い、対応食を専用の個別容器に入れ、名札を付けてダブルチェックを行い、各学校へ提供をしております。

また、栄養教諭は複雑で煩雑な調理作業とならないような献立作成や日々の作業工程表、作業動線図を確認したり、原因食物が使用されていることが明確な献立名としたりして、食物アレルギーによる事故防止を図っております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 次に、化学物質過敏症についてお伺いします。

香水、柔軟剤、整髪料などによる人工的な香料などにより体調不良、頭痛、目まいなどが、ある日突然始まると言われている化学物質過敏症、俗に香害と言われていきます。全国に100万人の患者がいると推定されていますが、ある人は公共交通機関を使用する際、防毒マスクをしないと会社に行けない人、子どもに至っては学校に行っても頭が痛くて勉強ができないなどの問題行動が起きています。

御代田町の小中学校でそういう子どもたちはいるのでしょうか。また、いるようなら、どんな対策をしていますか。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えします。

化学物質過敏症を持つ児童生徒がいるのかということで、小中学校に確認をしたところ、医療機関等からの診断書が出ていて配慮を必要とする児童生徒は、現時点ではないという回答がございました。

ただ、医療機関等からの診断書はないものの、心理的な部分で体調不良を引き起こしてしまうといったケースが1件あるという報告を受けております。内容としては、マジックペンなどの匂いや尖っているものに対して反応してしまい、頭痛

などが起こってしまうといったケースです。

学校としては、そのようなものを使うことをできるだけ避け、日々の授業を行うよう配慮をしているといった状況でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） こういったアレルギー、化学物質過敏症などの子どもたちは、先日起きた能登半島地震のようなときなどは災害弱者になりかねません。そういったときのためにも対策を考えてほしいです。

次に、最近は運転手の減少によりタクシーがつかまらないというようなことが多くあります。そんな中、軽井沢町では、春から一般のドライバーが自家用車で乗客を有償送迎する日本版ライドシェアを始めると発表がありました。御代田町において御代田版ライドシェアを行う予定はあるでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

日本版ライドシェアは、タクシー会社が一般ドライバーを雇用し、ドライバー教育や車両の整備、勤務状況を管理するなどの条件の下、令和6年4月から導入されます。

一般の方が運転する自動車に乗って移動する際に、有償でほかの人を乗せて同乗させることができ、タクシーが不足する地域や時間帯に限って利用することができる制度となっており、交通の利便性が向上することが期待されているところです。

近隣では、今、議員からあったとおり軽井沢町で、観光需要の急速な回復とタクシー運転手の減少により観光シーズンや週末にタクシーが供給不足になっているため、4月からライドシェアを導入するための準備を進めております。

当町としましては、新たに始まる制度となりますので、日本版ライドシェアの実施等について、現在国がルールづくりを進めているところですので、今後の状況を見極めながら調査検討を進めたいと考えております。

町におけるタクシーの現状については、特におおむね午後10時以降、運行車両が1台のみが常態化し、営業時間帯の遅い飲食店に出かけるのをためらうといった声も聞いております。

町としては近く、夜間のドライバー不足という課題解決に向けて町内の交通事業者と協議したいと考えております。まずは、個々の事業者に努力していただく必要はありますが、町としてできる支援についても検討を重ねてまいります。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） なるべく早めの運行をお願いしたいものです。

以上をもちまして、私の一般質問を終了します。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告9番、山浦久人議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午後 2時45分）

（休 憩）

（午後 2時55分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告10番、山本今朝和議員の質問を許可します。山本今朝和議員。

（1番 山本今朝和君 登壇）

○1番（山本今朝和君） 通告番号10番、議席番号1番、山本今朝和です。

それでは、これから一般質問をいたします。今日で定例会3日目ということで、大変お疲れのことと思いますけれども、あとしばらくご辛抱いただいて、最後までお付き合いをお願いしたいと思います。

それでは、私のほうから農業振興計画の目的と日程についてお願いいたします。

農林水産省は、令和7年3月までに10年間の地域農業の在り方をどのように目指すのか、担い手確保や基盤整備等に取り組む地域計画の策定をすることになりました。

ここ数年はコロナ禍で旅行や観光等が減り、農産物の価格の低迷が続いています。また、ロシアによるウクライナへの侵攻、イスラエルとハマスの武力衝突の影響により、燃料や肥料をはじめ農薬、農業資材、運賃など生産コストが約2倍に膨れ上がり、多くの農家の所得は大幅に減少しています。全国一番レタス生産をしている川上村では、昨年、一昨年の2年間で、中核農家を含む15軒が廃業したと聞きました。産地としてブランド力のある川上村でさえ、今の情勢を乗り切れない場面があることが分かります。

佐久浅間野菜部会、これは私の所属している出荷組合なんですけれども、馬瀬口

支部では、現在４３軒が野菜を生産しています。約１０年ほど前は８０数軒の農家がありました。現在は４３軒ということで大分減っております。

このうち６０歳以下の経営者やあるいは後継者は２０人足らずです。１０年後にこのままいきますと、今の農業をこの体制で維持することになると、耕作面積を２倍にしないと維持ができないということで、大変厳しい状況が想定されます。３年、５年と近い将来に向けた取組も必要だというふうに思います。

農業振興整備計画の目的と日程の取組をお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 竹内産業経済課長補佐。

（産業経済課長補佐 竹内奈都樹君 登壇）

○産業経済課長補佐（竹内奈都樹君） それではお答えいたします。

農業振興地域整備計画は、農業者の担い手の状況と、これまでの土地改良事業などの施設整備の状況を踏まえ、おおむね１０年後を見通し、御代田町の農業振興の方向を明らかにする計画です。

当町の農業振興地域整備計画は、昭和４６年度に策定後、平成元年度と平成９年度に見直されてから２６年が経過しております。この間、上信越自動車道や北陸新幹線の開通など、社会情勢が大きく変化していること、また、農業に従事する人や農地の利用状況が変化しているため、令和３年度から全体計画の総合的な見直しを実施してまいりました。

このような状況を踏まえ、今後の農業と農村の施策に必要な優良農地の確保を目的に、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、引き続き、守る農地、編入して守る農地、守るには困難な農地を分け、一筆ごとに現地調査と利用状況の確認を進めました。

農振農用地として守る必要のある農地については、１０ha以上の集団的に存在する農地、また、土地改良事業や中山間地直接支払事業、多面的機能直接支払事業の受益地内にある農地、そのほか、農業の振興を図る上で確保することが必要である農地、この３つを基本に確保・編入といたしました。

農振農用地から除外する農地については、既に山林化しており再生が困難な農地、また、集団性を欠き、今後継続的に耕作することが困難な農地、この２つに該当する農地を除外といたしました。

このような観点から、農業振興地域整備計画の総合見直しを実施した結果、農振

農用地への新たな編入が364筆、24.3ha、農振農用地からの除外が919筆、59.2haで、町内農振農用地の面積は34.9ha減の715.4haとなります。

今後の日程については、本年1月29日付で、長野県から農業振興地域整備計画の変更に係る事前協議の同意を得ましたため、1月31日から3月15日までを公告縦覧申出期間としております。

その後、長野県と本協議をいたしまして、3月末に事業完了となる見込みでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 続きまして、地域整備計画の策定の概況と、今後の進め方について伺います。

町の地域計画の策定については、先ほど申し上げましたが、馬瀬口地区では60歳以下の農家は20人程度です。あと数年後には半分の生産者になってしまいます。10年後の目標地図へ予定耕作者名を記入しておけば、安心だなどとしていますが、3年後、5年後の見通しも考えられません。1人当たりの耕作面積が2倍となる農家の大規模経営や、農機具の大型化や、スマート農業化、また雇用の確保等、経営基盤を考える必要があります。大規模農家の支援だけでなく、小規模農家に対しても支援の必要があると思います。

そこで、今進めている地域整備計画の策定概況と、今後の進め方をお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 竹内産業経済課長補佐。

（産業経済課長補佐 竹内奈都樹君 登壇）

○産業経済課長補佐（竹内奈都樹君） それではお答えいたします。

農業の将来の担い手を定める計画といたしまして、これまで、人・農地プランによりまして、地域での意識醸成や、その体制づくりを進めてまいりましたが、将来の農地利用の姿を具体的に明確化するため、農業経営基盤強化促進法が改正され、昨年4月に施行されたことに伴い、市町村においては地域計画を作成することが義務づけられました。

これは全国的な高齢化の進行や農業者の減少により、農地の耕作放棄や荒廃など、農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、農地の有効活用や効率的な

農業経営を図り、農地中間管理事業を活用した農地の集積、集約に重点を置き、農地利用の適正化を進める計画となります。

地域計画は、農振農用地を中心に地域の農業を持続させていくための方針と、農地一筆ごとに将来の担い手となる農業者の計画を立てていきます。現在、御代田町農業委員会と共同し、各地域の農業者や、既に組織化されている中山間地営農事業組合、多面的機能保全組織、農協などの農業者団体と話し合いを始めております。

農地利用の現状や耕作者の意向を把握するには、行政だけでは困難であり、時間を要する作業となるため、農業委員会をはじめとする各組織の方々の協力を得ながら、令和7年3月までに策定を進めてまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 次に、多目的機能保全組織と農業委員会及び町との連帯についてお伺いします。

町内には多面的機能組織が5組織あります。独立して地域や農地を守るために活動しています。今後は独立した協議体から連絡協議会のような形態にし、農業委員会とも協力し合い、地域計画の策定を進め、町が中心となって連絡協議会の設立をする。このことにより、横のつながりができれば、町全体で農業振興事業の推進が進められ、将来は農業の行き詰まっている問題の解消に向けていけるかと思います。多面的機能保全組織と農業委員会等、さらには関係組織との連帯についてのお考えをお伺いします。

○議長（荻原謙一君） 竹内産業経済課長補佐。

（産業経済課長補佐 竹内奈都樹君 登壇）

○産業経済課長補佐（竹内奈都樹君） お答えいたします。

農業と農村は食料の生産という役割だけではなく、生産活動を通じた農地や水路、農道などの地域資源の適切かつ持続的な維持管理によって、雨水の保全と貯留による洪水や土砂崩れの防止、また、多様な生き物の保全、美しい景観の形成といった多面的な機能に加え、農村地域における文化の継承など、地域のコミュニティーを支える役割を担っています。

しかし、高齢化の進行や農業者の減少等により、地域の共同活動によって支えられている農地等の地域資源の維持管理が困難となってきていることから、これらの

多面的機能の維持、発輝を図るための地域の共同活動を、現在、5つの多面的機能保全組織と、1つの中山間地営農事業組合が担っております。

また、農業委員会においては、法律に基づき農地利用の最適化のため、担い手への農地利用の集積と集約化、また、遊休農地の発生防止と解消の推進を進めていきます。

それぞれに共通する目的は、地域農業の維持と発展、また農地利用の最適化であるため、地域計画の策定においても連携が必要不可欠であり、本年2月には、5つの多面的機能保全組織と、御代田町農業委員会の各代表者が集まり、これまでの活動報告と地域計画の協力について、意見交換を実施いたしました。

その中で、今後は協議会を設立し、定期的に現状の把握や意見交換、また、今後の農業政策について協議していきたいと考えております。

農業政策を協議する上では、多面的機能保全組織や農業委員会のほか、中山間地営農事業組合、また長野県などにも参画をしていただき、地域農業を持続可能な産業とするため、町としても支援していきたいと考えております。

また、多面的な機能保全の推進を図るため、引き続き組織の立ち上げなどをサポートし、参画する組織を増やしてまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 私のほうからも少しお話をさせていただきたいと思います。

今のこの多面的機能保全組織については、私自身が昨年の公約の中の44番に、増やしていくということを目指しているということで表明させていただいております。

今、議員ご提案の協議会というのは本当に有意義だなと思います。やはり一つ一つで事務作業も非常に煩雑でもありますし、情報共有を進めていくことで、お互いに元気づけ合いながらできるような雰囲気にもなってくると思いますし、もっと実質的にも皆さんの農業を後押しし、また前に進めていく、ドライブしていけるような組織になっていくんじゃないかなと期待をしておりますし、また、次なる町内の組織が立ち上がってくるということも、よりハードルが下がると思いますので、ご提案の協議会については、今、補佐からも話がありましたけれども、一生懸命進め

てまいりたいと思います。

ご案内のとおり、令和８年からブロッコリーが指定野菜に入ってくることでありまして、これは御代田町にとってかなりチャンスが大きいなとも思っております。そういった今の社会情勢、農業を取り巻く情勢も日々変化しておりますので、そういったところにもアンテナを高くしながら、特に私はちょっとこのブロッコリーということに、これまで以上に注目した施策の展開ということを考えていく必要もあるんじゃないかと、現時点では思っているところでございますので、また忌憚なくご意見賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○１番（山本今朝和君） ただいま町長よりも将来的な見通しのお話をいただいたわけですが、すけれども、いずれにしても今、農業者は大変行き詰まった状態しております。少しでも明るい話があれば、それを題材にして取り組んでいこうという思いでおります。よろしくお願いいたします。

続きまして、御代田町老人福祉計画第９期介護保険事業についてお伺いいたします。

まず初めに、８期から９期への主な対応についてお伺いいたします。

当町では人口が増えていますが、高齢化率は徐々に増え、令和５年度では４人に１人が高齢者ということです。今後はさらに高齢化が進行する見込みです。国の見える化システムを用いた推計によると、団塊の世代が後期高齢者になる令和７年には、高齢化率が２８．４％と見込まれております。さらに団塊ジュニア世代が高齢者になる令和２２年には高齢化率は３６．３％、さらに１０年後の令和３２年には４０．５％になることが予想されています。

人口構造の変化していく中で、住み慣れた場所で生活を送ることができる社会の実現に向けて、御代田町老人福祉計画第９期介護保険事業ができました。既に第９期介護保険事業計画は説明を受けていますが、第８期の結果を踏まえ第９期介護福祉計画ができていることと思います。高齢化の進む中で、第８期介護福祉計画から第９期介護福祉計画の主な対応をお伺いします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

御代田町老人福祉計画第9期介護保険事業計画では、お互いに尊重し合い、支え合い、笑顔あふれる我が町御代田という第8期からの基本理念を継承しまして、高齢者の健康寿命の延伸、高齢者の在宅生活支援の強化、地域包括ケアシステムの深化・推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上という4つの目標を掲げております。

令和4年の11月に実施しました町の要支援・要介護者の実態調査では、要介護者などのうち57%の方が自宅で生活を継続していきたいと回答をされており、それを反映させた高齢者の皆様が健康を維持し、できる限り住み慣れた自宅で安心して生活され、万が一、要介護状態となっても最後まで自分らしい生活を続けることができるということを目指す計画となっております。

一方で、今後、高齢者人口の増加が加速していく現状があり、介護保険制度を維持していくためには大きな財源が必要となります。令和6年4月1日に施行される介護保険法施行例の一部を改正する政令に基づき、第8期計画では、所得に応じ9段階で設定している保険料について、第9期計画で13段階に改めます。

具体的には、第1段階から第3段階の低所得者の保険料の割合を引き下げ、新たに設定する10段階から13段階の高所得者の保険料の割合を高くすると、そういう内容となりますが、こちらは、低所得者の保険料の上昇を抑制し、介護保険制度の持続可能性を確保するための国の制度に合わせた改正となっております。その結果、第9期計画の3年間、令和6年度から令和8年度でございますが、こちらにございます町の基準月額保険料は5,160円となります。

また、全国的な課題であります介護人材の確保につきましては、県が実施する資格取得や外国人人材の受入れといった介護人材の確保、定着に係る支援策の周知や説明会の開催などにより、介護事業所の人材確保を支持してまいりたいというふうに考えております。

町民の皆様には、いざ介護が必要となったときに必要なサービスを受けることができるということについて、しっかりと周知をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 続きまして、第8期から9期にかけての高齢者を取り巻く環境の変化について伺います。

第9期介護保険事業を計画するに当たり、実態調査や関係機関との意見交換、さらには、町民からも意見や提言を求めて作成したと聞いています。また、9期以降の長期的な予想も見据え、第9期介護保険事業計画が作成されていると思います。

高齢者を取り巻く環境の変化等についてお聞きをします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

第8期から第9期へ的高齢者を取り巻く環境の変化という御質問を頂戴したわけですが、御代田町介護保険事業計画の基本的な考え方であります地域包括ケアシステムの深化・推進という視点からお答えをしたいというふうに思います。

地域包括ケアシステムは、住まい、医療、介護、予防、生活支援といったこの5つを構成要素としまして、各サービスが相互に連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように支える仕組みでございます。

最終的な目標としましては、健康寿命の延伸、認定率の抑制、在宅死亡率の向上、ご自宅で最後を迎えられる方の率が向上するということですが、そういうことが上げられます。

高齢者を取り巻く環境は、第8期から第9期の間に、新型コロナウイルス感染症というこれまで経験をしたことがない事態によりまして大きな影響を受け、緊急事態宣言が発令されました令和2年4月以降、不要不急の外出自粛要請などから、地域でのサロンや集いの回数や参加人数が減少し、人々が外出したり、友人や知人と交流したりという日常生活における活動が激減しました。特に高齢者の場合は、重症化リスクが高いということなどから、感染を恐れて外出や人との接触を避けるといった状況になりました。

昨年5月には、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しましたが、地域の住民活動の休止や参加者の減少の影響は大きく、心身機能が低下してフレイルや要介護状態に陥ってしまうなど、コロナ以前の状況には回復していません。

2025年問題といわれる、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年を控え、高齢者人口が増加し、高齢者単身世代や夫婦のみ世代が増加しており、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の生活支援に求められる内容は多様化しております。

5つの構成要素の中で、医療・介護といったこの2つの面から、在宅医療・介護

連携推進事業の一体的な提供が重要であり、予防・生活支援の面から、フレイル予防のためには、身体活動、栄養、社会参加の３つの柱をいかに三位一体として底上げし、持続性を持たせることができるかが鍵となるというふうに考えておりまして、日常生活上の支援が必要となる高齢者が、地域で安心して在宅生活を維持していくためには、外出支援が欠かせません。

令和６年度事業の一例でございますが、今年度、令和５年度に引き続きまして、県による介護予防・日常生活支援総合事業等サービス立ち上げアドバイザー派遣事業といったものを活用しまして、運転ボランティア養成講座を開催する予定であります。元気な高齢者が担い手として活躍することが期待されており、支える側・支えられる側という従来の関係を超えて、助け合いながら暮らしていくことができるといった支援をしてまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○１番（山本今朝和君） それでは、本日最後の質問に移りたいと思います。

高齢化率が上昇すると、要支援者比率も上昇する可能性があります、その対応についてどのようなお考えでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

国の地域包括ケアシステムであります見える化システムの推計によりますと、令和５年の高齢化率は２８．２％でございますが、令和３２年には４０．５％になる見込みとなっております。

また、第１号被保険者の要介護認定者数につきましては、令和５年の５０９人から、令和３２年には７９２人と１．５６倍となり、介護サービスの必要な方が増えていく、そういった見込みとなっております。

前回の１２月議会の一般質問におきまして、中山温夫議員から、現在のサービスの量や種類の継続で、希望に添える対応ができるのかと、そういった趣旨の御質問も頂戴しておりますが、町内サービス事業所の聞き取り状況によりますと、令和５年３月末時点での町内の通所介護サービスの稼働率は７５％で、訪問介護につきましては、曜日、時間によって受け入れが可能という回答をいただいております、短期

入所につきましても、空床により受入れが可能な状況となっております。

地域密着型サービスである認知症対応型共同生活介護につきましては、第8期計画期間に2施設で3床を増床し、満床の状況となっている状況でございますが、認知症対応型通所介護施設1施設につきましては、利用者の減少により休止となっております。

このような状況から、第9期計画期間においては、新たな施設整備等の計画はございませんが、既存のサービスを活用しながら、今後の介護ニーズに 대응していきたいというふうに考えております。

また、高齢化に伴います介護ニーズの増大や高齢者を取り巻く課題の複雑化、多様化を背景に、地域包括支援センターへの相談件数の増加や相談内容の複雑化が見られております。地域包括支援センターが果たすべき役割に応じて、適切に対応するための環境整備として、居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接担うことができるようになる見通しでございます。

今後、生産性年齢人口が減少していく中で、担い手不足などの地域資源の制約が厳しくなることは回避できないという状況でございます。町の実情に応じ、施策や事業の優先順位について意識しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 以上で、私の一般質問を終了いたします。

最後ということで、どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告10番、山本今朝和議員の通告の全てを終了します。

以上をもちまして、一般通告質問の全てを終了します。

本日の議事日程は全て終了しました。

これにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時25分